

葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）

原案

令和 8 年 9 月

葛 飾 区

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の背景	4
(1) 区の動き	4
(2) 国の動き	5
(3) 都の動き	9
計画の位置付け	11
(4) SDGs との関係について	12
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	13
1 少子・高齢化と世帯の変化	15
(1) 年齢3区分別人口の推移	15
(2) 合計特殊出生率	16
(3) 高齢化率	16
2 女性の労働と男女平等推進	17
(1) 女性の労働力率	17
(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況	18
3 配偶者等からの暴力	19
(1) 葛飾区のDV相談件数	19
(2) 東京都内のDV相談件数	19
4 男女平等推進を取り巻く状況	20
(1) 男女共同参画に対する実感	20
(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策	21
第3章 計画の内容	23
1 計画の体系	24
2 基本目標と推進体制	26
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進	26
目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援.....	34
目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備	43
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現	54
男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	57

第4章 事業一覧	61
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進	63
目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援.....	68
目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備	75
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現	85
男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	88
資料編	91
1 関係法令	93
(1) 葛飾区男女平等推進条例	93
(2) 葛飾区男女平等推進審議会規則	96
(3) 葛飾区男女平等推進本部設置要綱	97
(4) 男女共同参画社会基本法	100
(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	104
(6) 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律	116
(7) 困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律	125
(8) その他法令	130
2 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の策定経過	132
3 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	134
4 男女共同参画関連年表	135

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第6次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」（以下「計画」という。）を策定します。計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第5次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第3次）」を包含します。
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「(仮称)葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」を包含します。

4 計画の期間

令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画(第6次)策定(令和4年3月)後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

(1) 区の動き

- ① 葛飾区基本構想(令和3年策定)及び葛飾区基本計画(令和3年度～令和12年度)、葛飾区中期実施計画(令和6年度～令和9年度)における男女共同参画施策の位置付け

葛飾区基本構想の基本的な方向性3「人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち」、(1)「人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち」の中で、「あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。」としています。

葛飾区基本計画では、理念分野、政策1「人権・多様性・平和」、施策1「人権・多様性」の中で、「人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります」として、男女平等の推進や配偶者等暴力の防止等に取り組むとしています。また、葛飾区中期実施計画では、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)応援事業」、「配偶者暴力防止事業」の2つを計画事業として位置付けています。

- ② 区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出をしています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」(年1回)を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、区民向けに、区広報紙「広報かつしか」にて男女共同参画に関する情報提供を行っています。区内事業所に向けた働きかけとして、事業所向け情報誌「L o o P」(年1回)の発行の他、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

- ③ 関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎ 「第10期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和9年度～令和11年度)
- ◎ 「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(令和6年度～令和11年度)
- ◎ 「葛飾区障害者施策推進計画」(令和6年度～令和11年度)
- ◎ 「第8期葛飾区障害福祉計画・第4期葛飾区障害児福祉計画」(令和9年度～令和11年度)
- ◎ 「葛飾区教育振興基本計画」(令和6年度～令和10年度)
- ◎ 「葛飾区SDGs推進計画」(令和5年度～令和12年度)
- ◎ 「葛飾区子ども・若者総合計画」(令和7年度～令和11年度)
- ◎ 「第3次かつしか健康実現プラン」(令和7年度～令和12年度)

(2) 国の動き

① 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

第6次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第6次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現	① ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
		② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③ 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
		④ 生涯を通じた男女の健康への支援
		⑤ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
		⑥ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
		⑦ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進
II	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化	⑨ 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
		⑩ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑪ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
III	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	国内の推進体制の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

② 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正

求職者へのセクハラ防止が新たに事業主の義務となり、相談窓口の整備や接触ルールの明確化が求められるようになりました。相談に協力した労働者への不利益取扱いも禁止され、内部協力者の保護が強化されました。また、顧客からの迷惑行為への対応が義務化され、妊娠・出産・育児を理由とする不利益取扱いの禁止も明確になりました。さらに、企業には男女間賃金差異や女性管理職比率の公表が義務づけられ、公正で安全な就業環境の整備が進められています。（令和7年6月11日公布・施行）

③ 「次世代育成支援対策推進法」の改正

男性育休促進や働き方改革を通じて、子育てしやすい社会の実現を目指すもとして、法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長され、企業の子育て支援の取り組みが

強化されました。一般事業主行動計画では、男性育休取得率や労働時間の状況把握と、これに基づく数値目標の設定が義務化され、計画の実効性が高められています。また、「くるみん」などの認定制度も見直され、男性育休取得率の基準引き上げや労働時間に関する基準の改善、有期雇用労働者の育休取得状況の評価追加など、実質的な取り組みを行う企業がより適切に評価される仕組みとなりました。（令和6年5月30日公布・令和7年4月1日施行）

④「育児・介護休業法」の改正

育児・介護休業法の改正により、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を整備するための制度が大幅に強化され、令和7年4月および10月から段階的に施行されることとなりました。今回の改正は、男性の育児休業取得促進や介護離職の防止、さらに柔軟な働き方の実現を目的としています。

育児分野では、令和7年4月から「子の看護休暇」の対象が拡大され、取得可能な子の年齢が従来の「小学校就学前」から「小学校3年生修了まで」へと広がります。また、学級閉鎖や学校行事など、取得理由も拡大されました。さらに、残業免除の対象年齢も「3歳未満」から「小学校就学前」までに拡大され、より長い期間にわたり柔軟な働き方が可能となります。加えて、3歳未満の子を育てる労働者がテレワークを選択できるよう、企業に対して努力義務が課されました。

介護分野では、介護休暇の対象範囲が広がるとともに、企業に対して介護離職を防ぐための雇用環境整備が義務化されます。また、介護を行う労働者がテレワークを利用できるようにする努力義務が新たに設けられ、介護と仕事の両立を支援する体制が強化されました。介護が必要となった労働者に対しては、企業が制度の説明や意向確認を個別に行うことも義務化されます。

さらに令和7年10月からは、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者に対し、企業が柔軟な働き方を提供することが義務づけられます。具体的には、始業時刻の変更、テレワーク、企業内保育所の設置、子育て目的の特別休暇、短時間勤務制度のうち、少なくとも2つ以上を整備する必要があります。また、妊娠・出産時および子が3歳になるまでの間に、企業が労働者へ制度説明と意向確認を行うことも義務化されました。（令和6年5月31日改正、令和7年4月1日から段階施行）

⑤「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行

教育職員等による児童生徒への性暴力やわいせつ行為（児童生徒性暴力等）を防止し、被害を受けた児童生徒を保護するための法律で、児童生徒の尊厳と権利利益を守ることを目的としています。この法律は、性暴力の定義を明確にし、学校内外での防止策、早期発見、迅速な対応、そして被害を受けた教職員への厳格な処分（懲戒免職など）、免許失効後の再免許付与に関する特例などを定めており、関係機関が連携して総合的に対策を進めることを義務付けています。（令和3年6月4日公布・令和4年4月1日施行）

⑥「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)」の施行

女性をめぐる課題が、被虐待経験や性暴力被害、生活困窮など複雑化・多様化・複合化していることを受け、「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等」といった視点を明確に規定した上で、国や地方公共団体に対し、そうした困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることの責務があることを明記しています。(令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行)

⑦「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の施行

「子どもの貧困対策推進法」の名称を改め、貧困そのものの解消を目指す法律として、こどもが貧困によって適切な養育・教育・医療を受けられない状況を防ぐことを明確化にし、孤立防止や体験機会の確保など、こどもの権利を重視した内容へと強化されました。国と自治体はこどもの権利を守りつつ、貧困解消に向けた施策をより総合的に進めることが義務づけられました。(令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行)

⑧「こども基本法」の施行

こどもに関する施策を総合的に進めるための初めての基本法として、憲法や児童の権利条約の理念を踏まえ、こどもの権利保障や最善の利益の確保、意見表明の機会の保障などが法的に明確化し、国・自治体・社会全体が取り組むこども施策の基本的な方向性が示されました。施行と同時にこども家庭庁が設置され、国の施策を一元的に調整する体制を整え、国にはこども施策の基本方針となる「こども大綱」の策定が義務づけ、こどもや子育て当事者の意見を政策に反映する仕組みも法定化しました。(令和4年6月15日制定、令和5年4月1日施行)

⑨「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正

保護命令の対象を精神的DV被害者も拡大、命令期間の延長、電話等禁止命令の対象行為にSNS・位置情報取得等も追加、被害者の子への命令創設、違反時の罰則強化で、精神的暴力への対応強化と保護の実効性向上が図られました。(令和5年5月19日改正、令和6年4月1日施行)

⑩「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」の公布・施行

性的マイノリティの人々が生きづらさを感じている現状を踏まえ、性的指向(好きになる性別)やジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性について国民の理解を深め、誰もが尊重され共生できる社会の実現を目指すことを目的としています。不当な差別はあってはならないという認識のもと、国や地方公共団体、事業主などが理

解促進のための施策を進めることを定めています。(令和5年6月23日公布、施行)

また、施行から3年を経て、同法第8条の規定に基づき、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が策定されました。(令和8年6月16日閣議決定)

⑪「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の期限延長

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和8年3月31日までとなっていた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の期限を令和18年まで延長することになりました。(令和7年6月11日公布、令和8年4月1日施行)

⑫「独立法人男女共同参画機構法(整備法)及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の成立

「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行を円滑にし、男女共同参画社会基本法をはじめとする関連法規に必要な改正を加え、独立行政法人男女共同参画機構(旧国立女性教育会館)が効果的に業務を行えるようにするための法律です。この法律により、男女共同参画社会基本法第18条が改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携・協働を促進する拠点」として法的に位置づけられ、その機能強化が図られました。(令和7年6月27日改正、令和8年4月1日施行)

⑬「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(「こども性暴力防止法」)の成立

教育・保育などの子どもに接する場における子どもへの性暴力や不適切な行為を防ぎ、子どもの心と身体を守るための法律で、児童等に教育・保育等を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置(安全確保措置)や従事者の特定性犯罪前科の確認(犯罪事実確認)等の対策を講じることなどを義務付けています。(令和6年6月26日公布、令和8年12月25日施行)

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

男女平等参画、女性活躍推進、配偶者暴力対策の施策を総合的かつ計画的に推進していく観点から、法定計画である「都道府県男女共同参画基本計画」「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」を一体的に策定した「東京都男女平等参画推進総合計画」（令和8年度～令和12年度）が改定されました。

令和7年12月に制定した「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の趣旨を反映しており、男女ともに「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念に掲げ、その実現に向け、4つのビジョンに基づき取組を推進することとしています。

東京都男女平等参画推進総合計画の体系

基本理念	ビジョン	政策の柱
誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会	1 男女ともに自分らしく 希望する生活が できる社会の実現	1 ライフステージに応じた切れ目のない支援
		2 家庭・地域での活動支援
	2 雇用・就業分野における 女性活躍の推進	3 女性の選択肢の拡大
		4 企業の持続的な成長
	3 男女平等参画を阻む 意識の改革や環境整備	5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
		6 安心して暮らせる環境づくり
	4 配偶者暴力対策	7 切れ目のない支援体制の整備
		8 関係機関の連携・人材育成

②「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の改正

性的指向や性自認を理由とする差別解消とパートナーシップ宣誓制度の導入を目的として、一部改正されました。この改正により、LGBTQ+当事者が暮らしやすい環境整備が進み、都職員共済組合などでも制度が適用され、多様な人々が尊重される社会を目指す動きが加速しています。（令和4年11月1日改正、令和6年11月1日施行）

③「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本方針として性的マイノリティ当事者に寄り添う、多様な性に関する相互理解を一層推進する、東京に集う誰もが共に支えあう共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すことが掲げられています。(令和5年3月29日策定)

④「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現を目指すことが掲げられています。(令和6年3月29日策定)

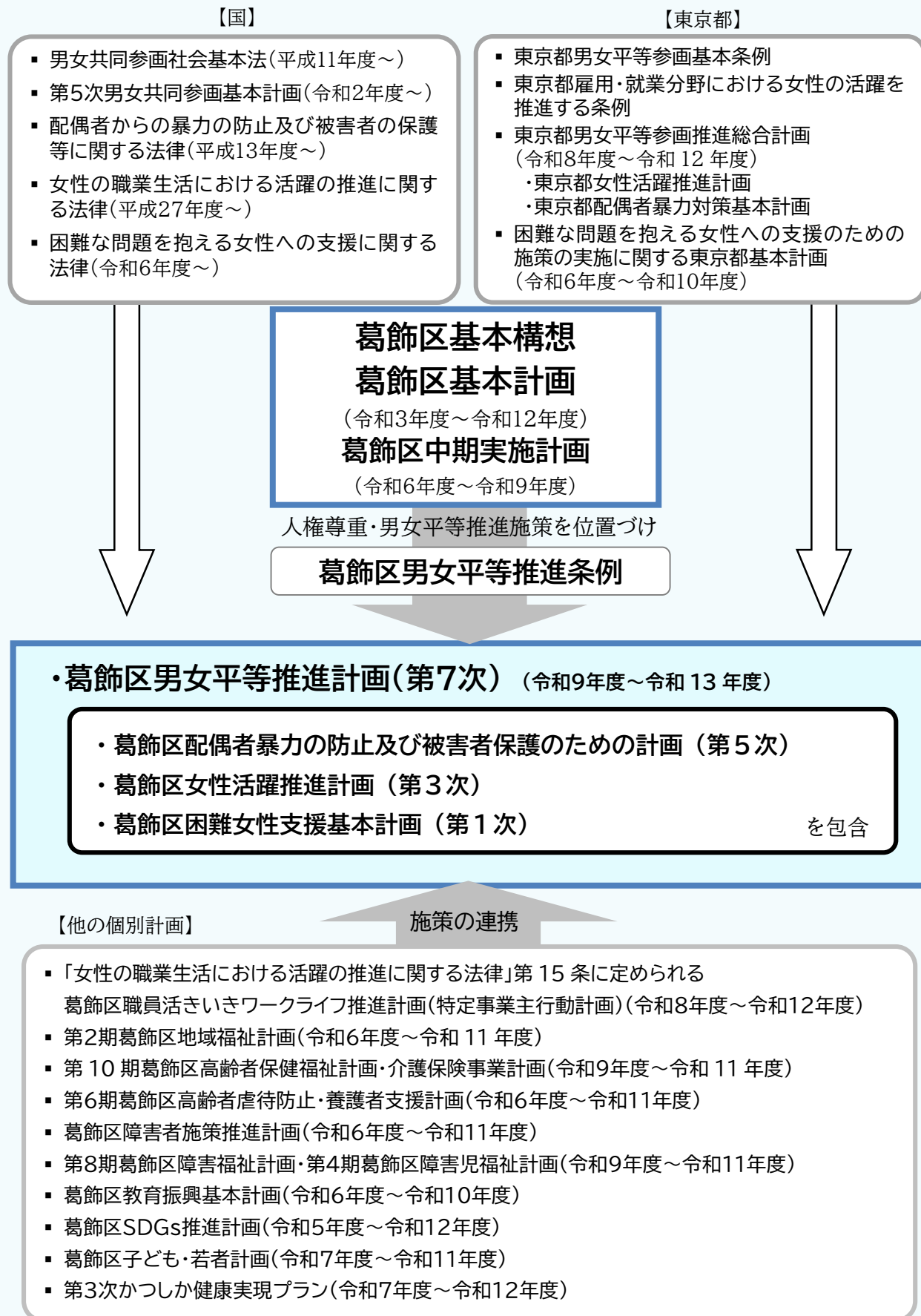
⑤「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の制定

対等な立場での相互尊重を通じてカスタマー・ハラスメントのない社会を実現することを目的として制定されました。事業者・都民・行政がそれぞれの役割を担い、顧客からの暴言・威圧・過度な要求などによって就業者の人格や尊厳が侵害されることを防ぎ、安全で健康的に働ける環境を確保することが挙げられています。(令和6年10月4日成立・令和7年4月1日施行)

⑥「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の制定

女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するために制定されました。女性が活躍できる環境の整備にあたり、事業者の主体的な取り組みが必要であること、無意識の思い込みへの関心と理解の深化、本人の意思の尊重の3つを基本理念に掲げ、東京都・事業者・都民・経済団体のそれぞれが取り組むべきことを定めています。(令和7年12月24日成立・令和8年7月1日施行)

計画の位置付け



（４）SDGsとの関係について

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、令和12年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）として、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて策定しています。

本計画に関連の深いゴール



第2章 葛飾区の男女平等推進の現状

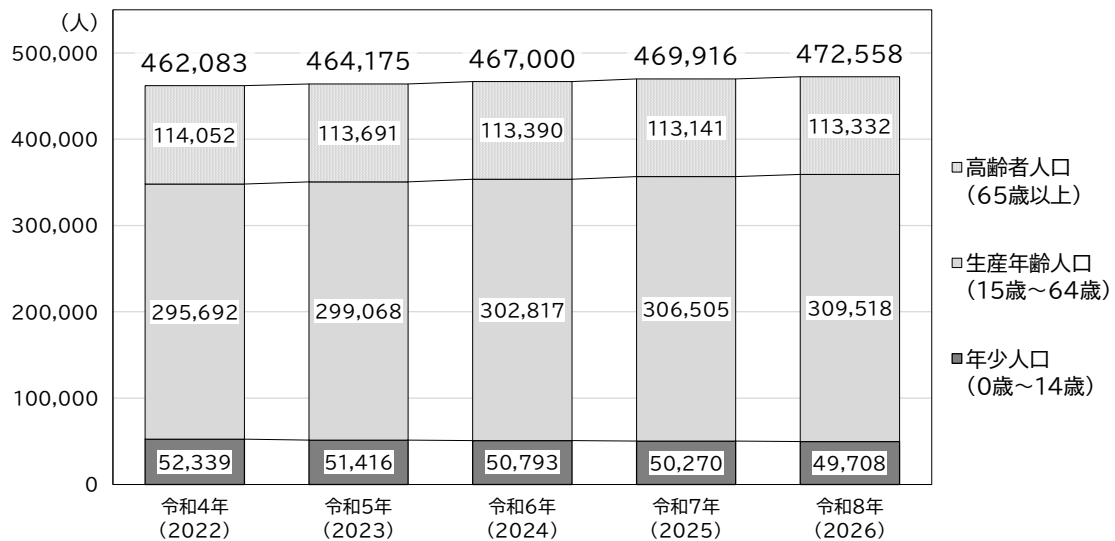
1 少子・高齢化と世帯の変化

(1) 年齢3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和8年1月1日現在 472,558 人となっています。

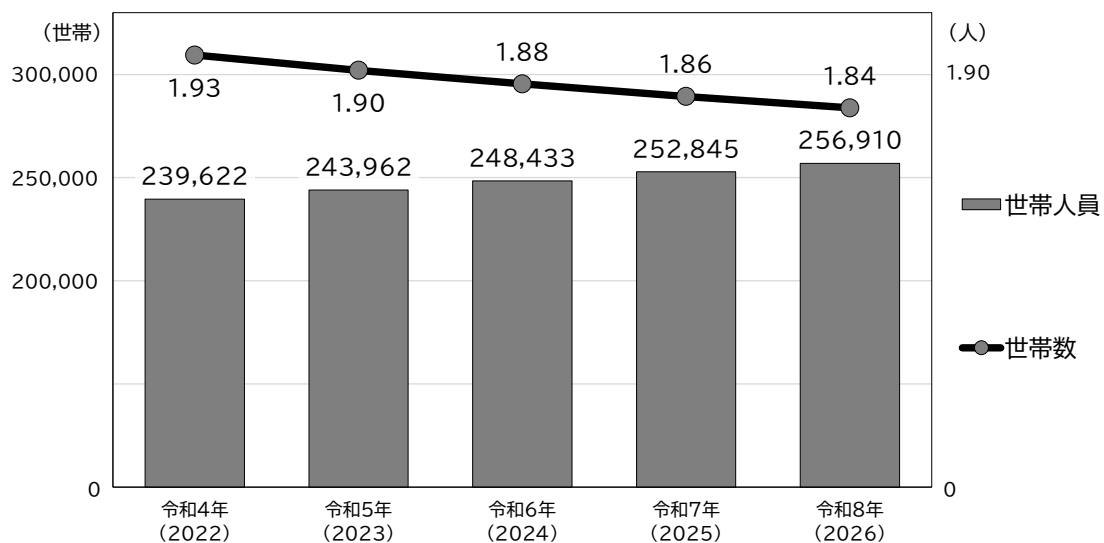
年齢3区分別の人口構成比をみると、生産年齢人口が微増する一方、年少人口は減少しています。世帯数は、令和8年1月1日現在 256,910 世帯で令和4年から 17,288 世帯増加しています。一方、世帯人員数は 1.84 人と減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移（葛飾区）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表 世帯数及び世帯人員の推移（葛飾区）

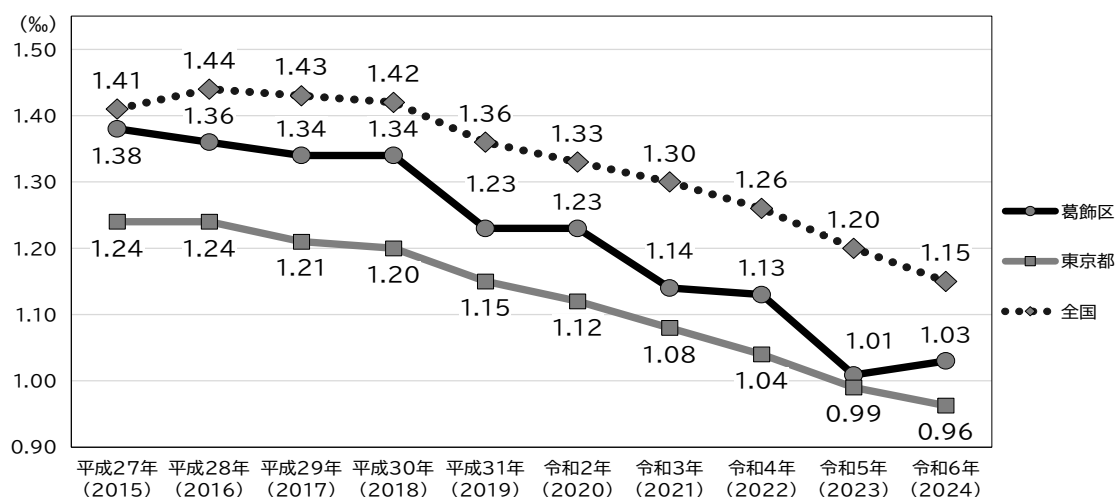


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成27年以降、減少傾向となっており、令和6年は1.03となっています。全国の1.15を下回っていますが、東京都の0.96を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移（葛飾区、東京都、全国）

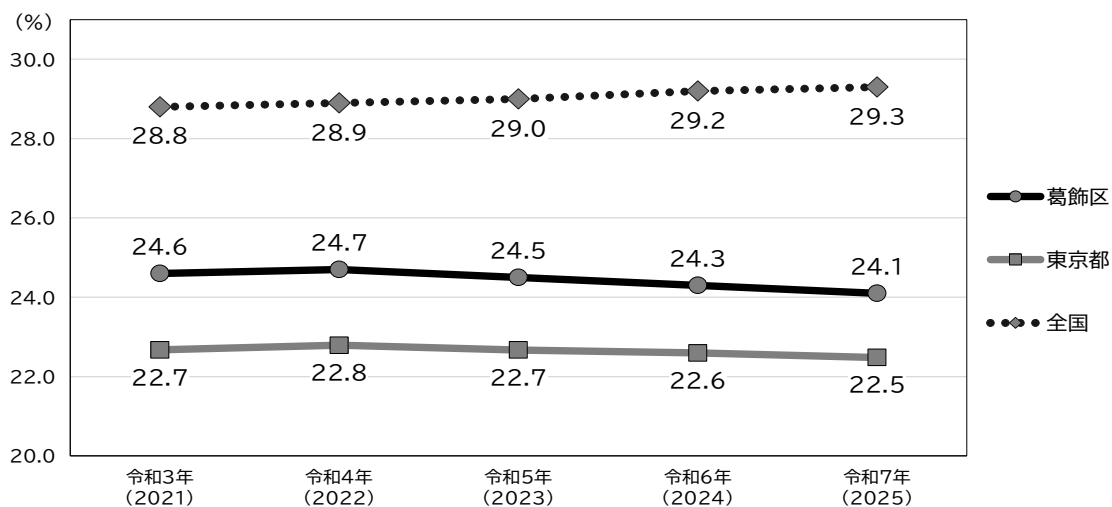


資料：葛飾区・東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計(各年1月1日現在)

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな減少傾向にあり、令和7年は24.1%となっています。全国の29.3%を下回っていますが、東京都の22.5%を上回っています。

図表 高齢化率の推移（葛飾区、東京都、全国）



資料：葛飾区・東京都 住民基本台帳、国 人口推計（各年1月1日現在）

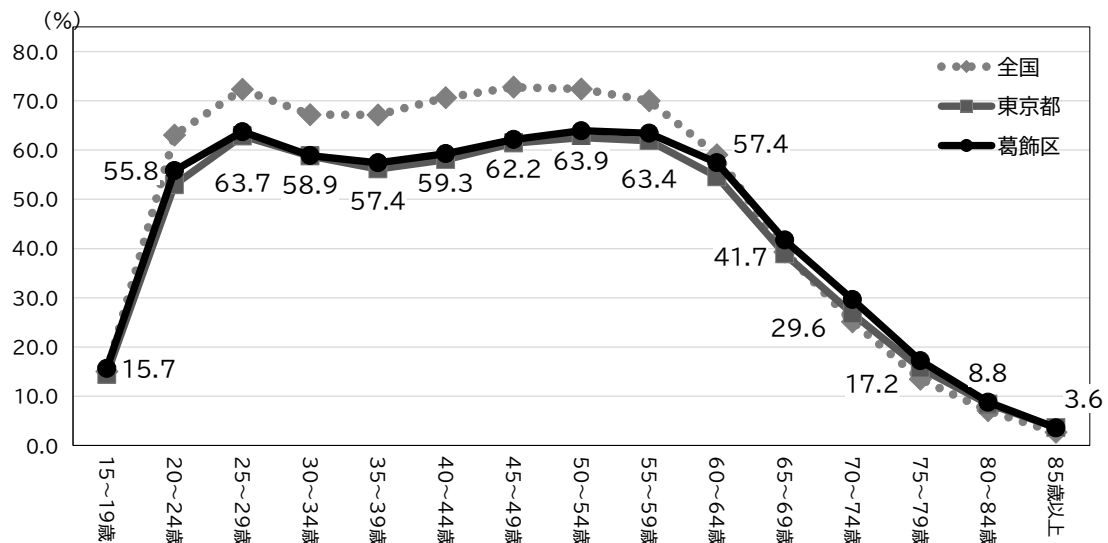
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

葛飾区の女性の労働力率は、64 歳から 84 歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、20 歳から 64 歳までは、全国を下回っています。

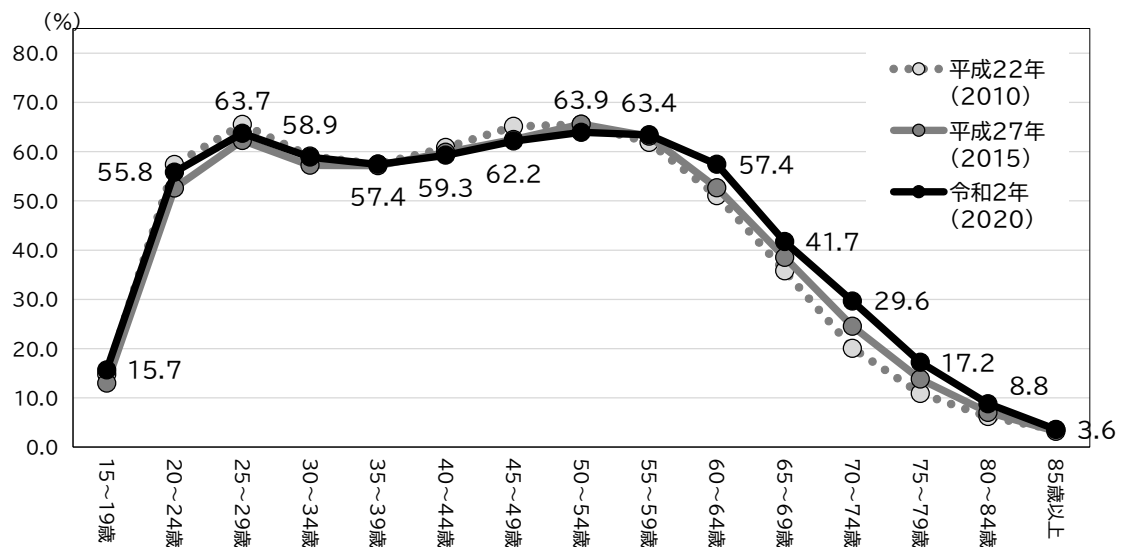
女性労働力率の推移をみると、40 歳～54 歳はやや上昇傾向にあります。一方、55 歳以降の労働力率は下降しています。

図表 女性の労働力率（葛飾区、東京都、全国）



資料：国勢調査（令和2年）

図表 女性の労働力率の推移（葛飾区）



資料：国勢調査（平成22、27、令和2年）

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の附属機関、諮問機関、行政委員会に占める女性の割合は、審議会・委員会等の委員総数 1,062 人に対して、女性委員数 325 名、割合は 30.5%です。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況（葛飾区、東京都）

(人、%)

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※1			地方自治法(第180条の5) に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	695	217	31.2%	26	4	15.4%	341	104	30.5%
東京都 特別区合計	16,958	5,235	30.9%	465	117	25.2%	19,443	6,916	35.6%
東京都 市町村合計	13,623	4,179	30.7%	974	190	19.5%	10,923	4,286	39.2%
東京都 区市町村合計	30,581	9,414	30.8%	1,439	307	21.3%	30,366	11,202	36.9%
東京都	1,267	606	47.8%	96	28	29.2%	1,089	505	46.4%

※令和7年4月1日現在

※東京都については、令和6年4月1日現在

資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1：第202条の3（職務・組織・設置）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行域間として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、令和5年度までは減少傾向にありましたが、令和6年度以降、再び増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	444件	336件	308件	362件	430件

資料：葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数について、区市町村の合計は令和2年度以降では減少傾向であり、令和6年度は38,713件となっています。都支援センターの合計は大きな増減はなく、警視庁の令和6年度は9,174件と増加傾向にあります。

図表 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移（東京都）



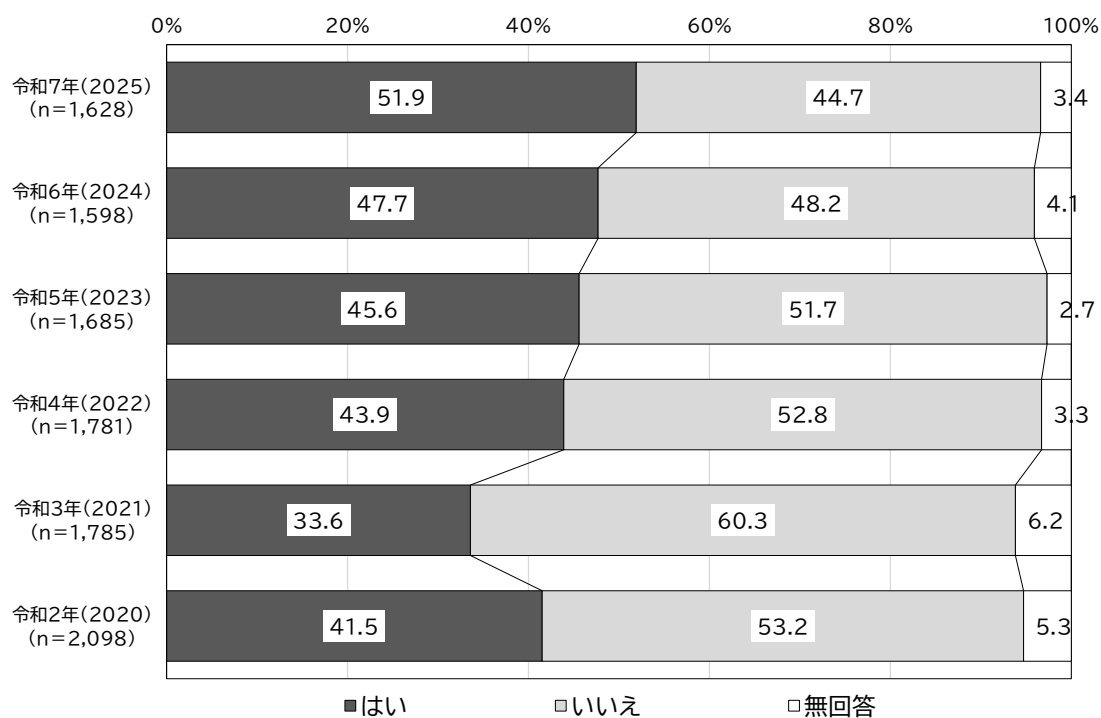
資料：東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、令和3年では33.6%でしたが、以降増加しており、令和7年では51.9%と半数を超えています。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移（葛飾区）



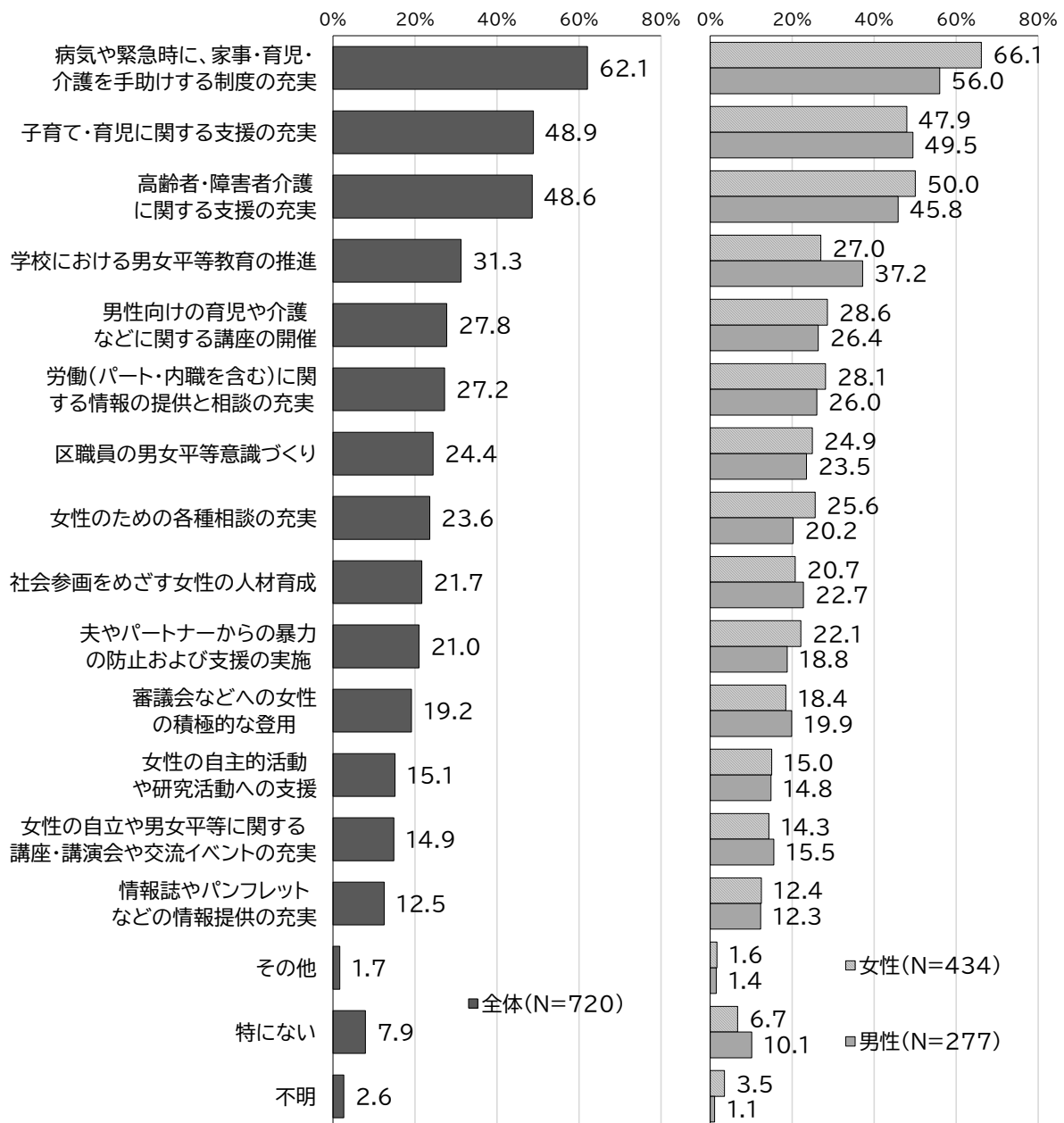
資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書（令和2年から令和7年）

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(62.1%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(48.9%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(48.6%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策（全体、性別：複数回答）

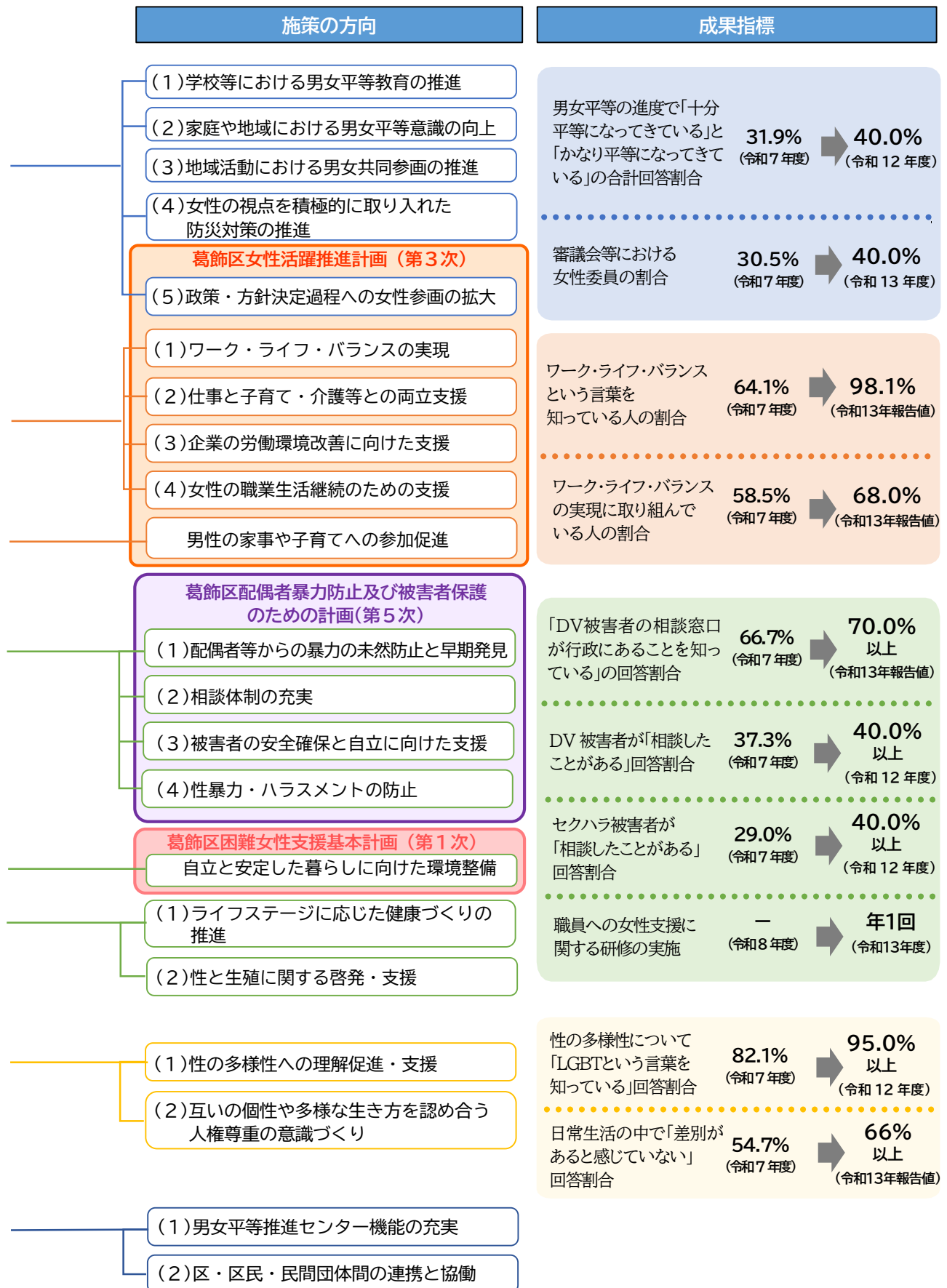


資料：葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和7年）

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本理念	基本目標	課 題
男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。 ～葛飾区男女平等推進条例 第3条～ (1)男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意識による多様な生き方の選択を保證されること。 (2)男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。 (3)男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。	目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進 目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援 目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備 目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	課題 あらゆる年代・分野における男女平等参画の推進 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進(仕事と生活の調和) 重点 課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進 重点 課題1 あらゆる暴力の根絶 重点 課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進 課題3 生涯を通じた健康支援 課題 多様性の尊重 課題1 推進体制の強化 課題2 国・東京都との連携



2 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進

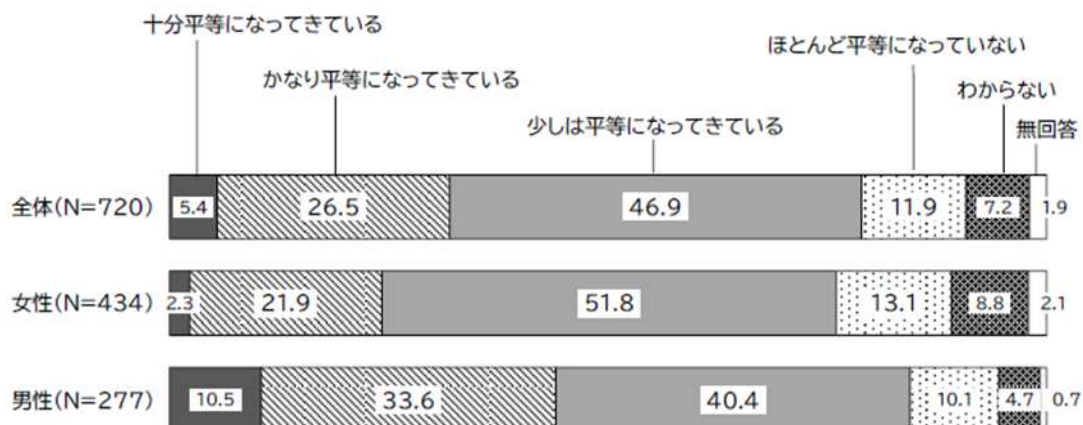
男女平等の意識を高め、性別にかかわらず誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題 あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進

《現状と施策の方向性》

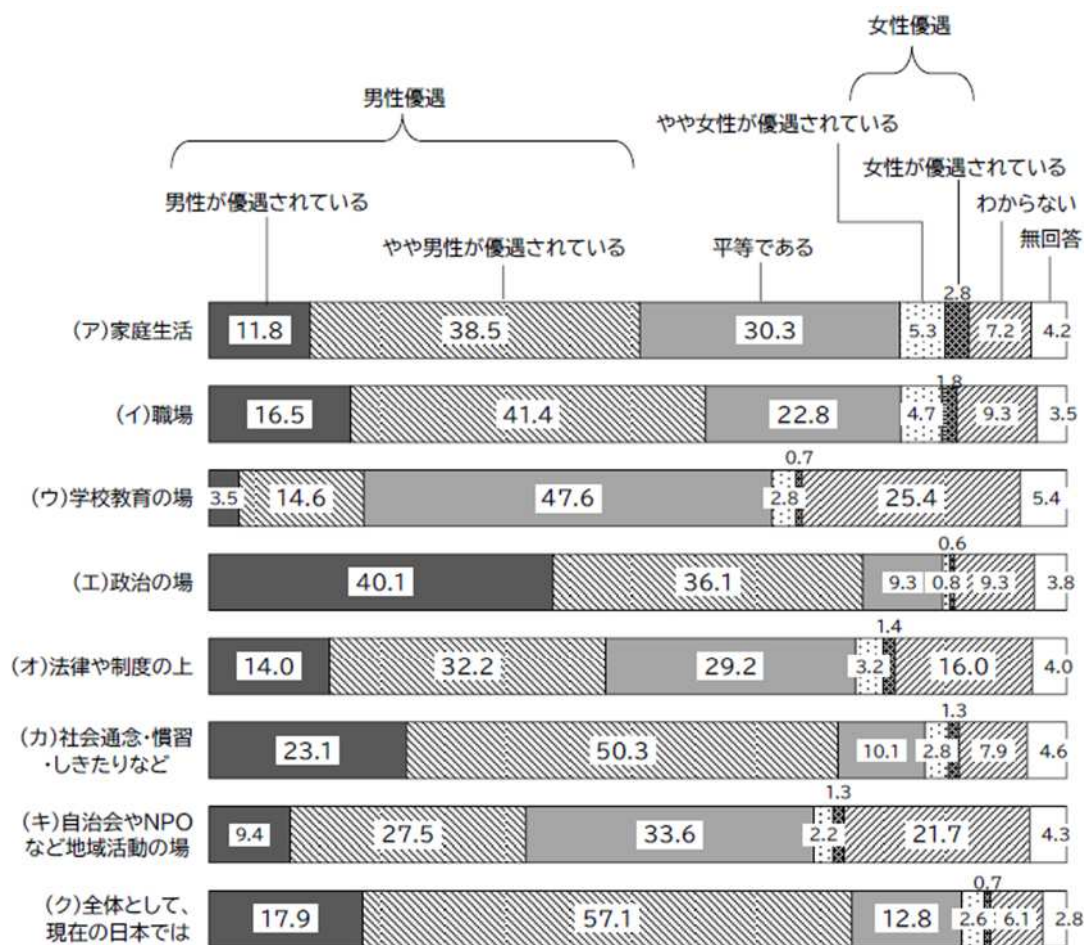
- 近年、社会全体で男女平等、男女平等参画への関心が高まり、働き方改革や育児・介護と仕事の両立支援など制度面の改善が進むとともに、男女平等社会の実現に向け、国・都・区において多様な取組が継続的に進められてきましたが、依然としてあらゆる分野における女性の参画、男女の不平等感の解消が十分に進んだとはいえない状況にあります。
- 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」において、男女の共同参画が進んでいると思う人の割合は、令和3年以降増加し、令和7年では51.9%と半数を超えている（P20）一方で、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和7年）」（以下、「区民意識調査」という。）においては、男女平等だと感じている人は約3割にとどまります。（図1）
- 各場面における男女の地位の平等感は「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」、「全体として、現在の日本では」で男性が優遇されていると感じる人が7割を超え高くなっています。（図2）
また、平等であると感じる人の割合を性別で比較すると、特に「家庭生活」や「法律や制度の上」「自治会やPTAなど地域活動の場」では、女性で平等であると感じる割合が低くなっています。（図3）
- 「区民意識調査」においては、学校教育の場を平等と感じる人が約5割と他分野よりも多いほか、学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」、「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」「日常の学校生活の中での男女平等の実践」などが続きます。（図4）
男女平等教育のさらなる充実を図り、幼稚園・保育園、小中学校など価値観を育む幼少期からの男女平等意識の形成を推進するとともに、幅広い年代の区民に対して、講座や講演会、地域イベント、広報やSNSなど多様な機会と媒体を通じて、男女共同参画に対する理解と関心を高めることが重要です。

図1 男女平等社会の進度（全体／性別）



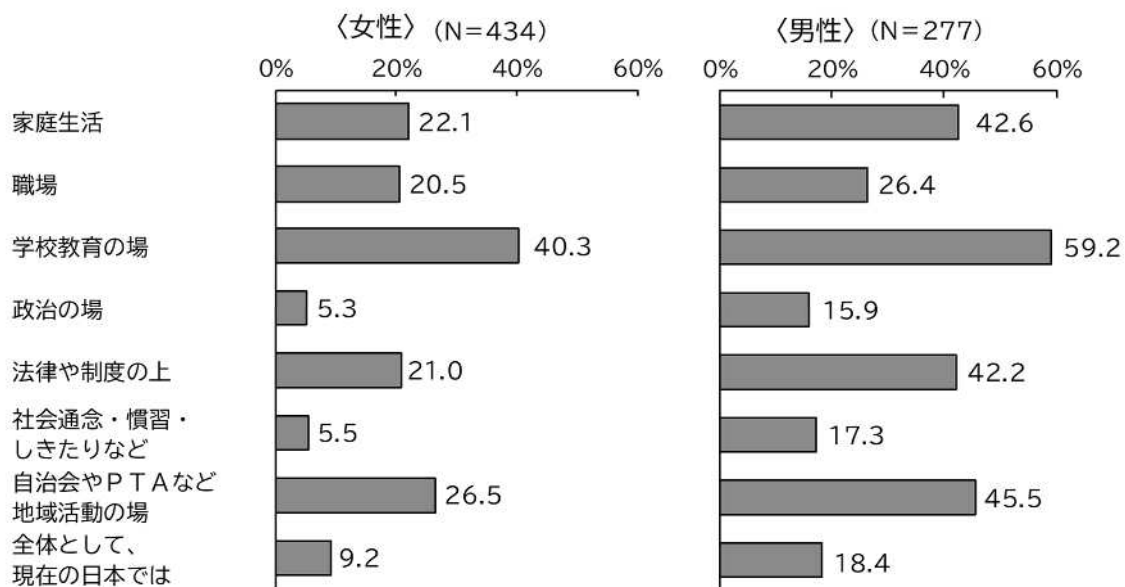
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図2 男女の地位の平等感（全体）



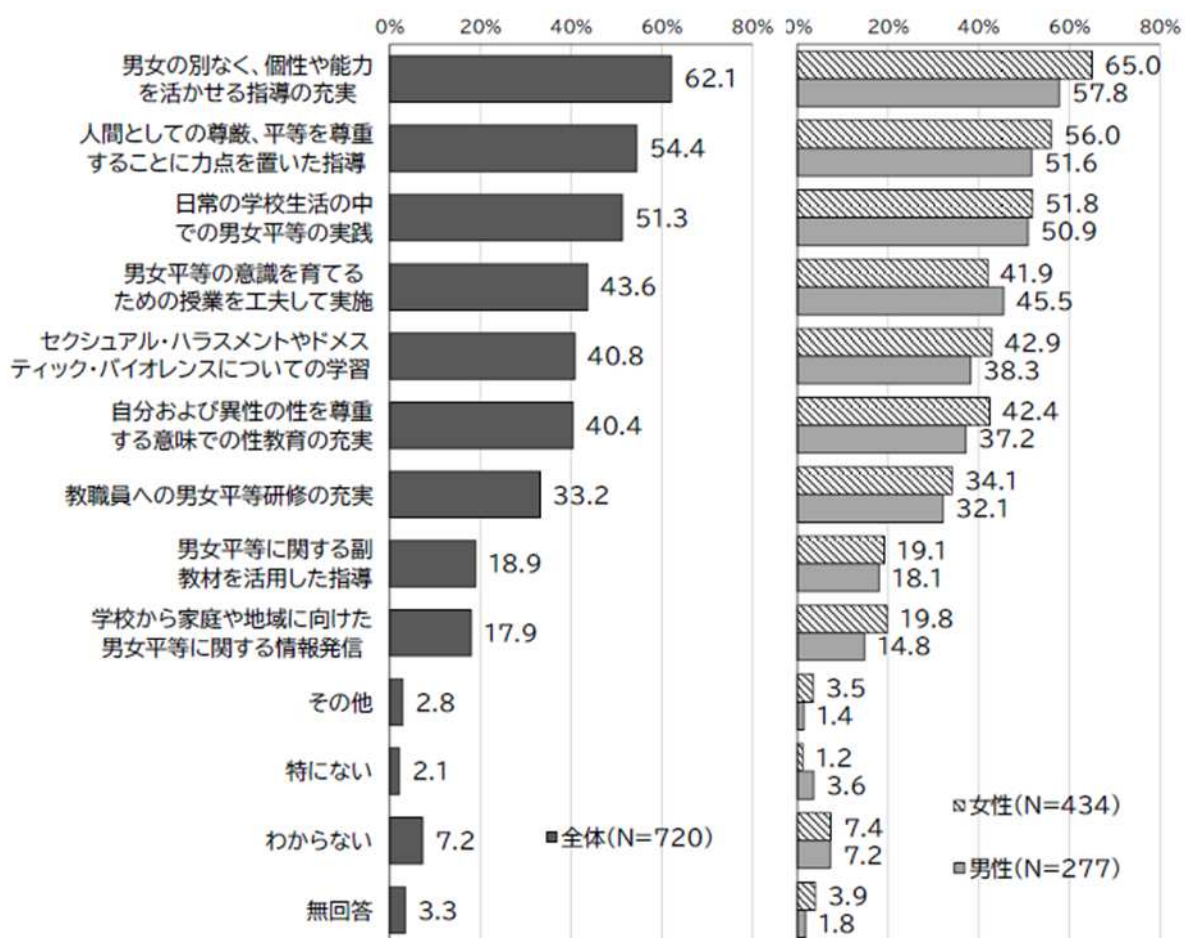
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図3 男女の地位の平等感（性別の「平等である」の割合）



資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図4 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと（全体／性別）



資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

- 男女平等社会の実現には、日常生活や地域活動、さらには政策・方針の決定過程に至るまで、あらゆる分野で誰もが対等な立場から参画し、共に担い手となることが欠かせません。多様な人々の意見が地域や社会の意思決定に反映されることで、地域の持続可能性が高まるとともに、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることにつながります。
- 「区民意識調査」によると、自治会やPTAなど地域活動の場での男女の地位の平等感について、平等であると感じる人の割合は、男性では4割半ばである一方で、女性では2割半ばにとどまるなど性別で差がみられます。(図3)
また、内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」によると、本区の自治町会長に占める割合は6.7%(令和7年4月1日現在)にとどまります。(図5)
- 男女双方が社会の対等な構成員として、多様な視点を平等に政策や方針決定過程に取り入れるためにも女性の参画は重要ですが、本区の審議会等における女性委員の割合は30.2%(令和8年3月31日現在)であり、第6次計画における目標を達成していません。自治会やPTAなどの地域活動や指導的な立場への女性の参画が促進されるよう、引き続き、女性が役員として参加しやすい環境の整備や意識づくりに取り組む必要があります。
- 我が国では、毎年のように地震や風水害等の自然災害の発生が相次いでいますが、過去の大災害においては、防災・復興の意思決定過程への女性の参画が不十分であったり、女性と男性のニーズの違いなどに配慮が不足するといった課題が生じたことから、国では地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成しています。
- 「区民意識調査」によると、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、全体では、「性別に応じてプライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど)を確保するように避難所運営に男女ともに参画して行う」が7割半ばで最も高く、「災害時要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)をはじめ、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行う」、「食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの担い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにする」が続くなど、女性や男女平等参画の視点を取り入れた防災や災害時対策が求められています。(図6)

図5 自治町会長に占める女性の割合

自治体名	割合	実数
葛飾区	6.7%	16人／240人
23区平均※	11.1%	461人／4,156人
東京都平均	14.8%	1,206人／8,125人
全国平均	7.8%	18,629人／239,459人

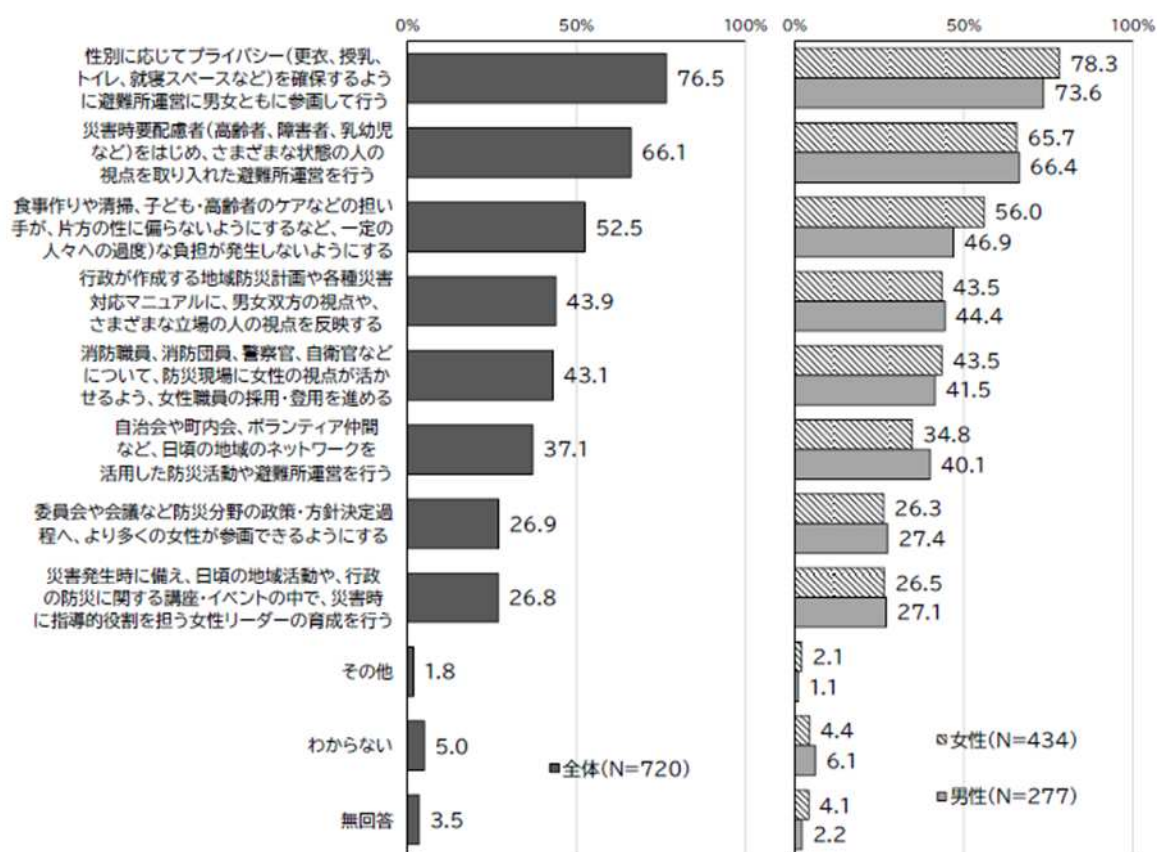
※世田谷区は非掲載のため、22区の平均を算出。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(令和7年4月1日現在)

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>

図6 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1)学校等における男女平等教育の推進

子どもが幼少期から性別にとらわれず、互いを尊重し合う意識を育めるよう、学校をはじめとする教育・保育の場において、男女平等教育や発達段階に応じた性教育を計画的に推進するとともに、教員・保育士等への研修を行います。また、自らの個性や能力を発揮し、多様な選択を可能にするキャリア教育を推進します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
1	学校における男女平等にかかわる適切な指導	教育指導課
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	教育指導課
3	男女平等教育を進めるための教員研修	教育指導課 人権推進課
4	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課
5	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)	教育指導課

施策の方向 (2)家庭や地域における男女平等意識の向上

家庭や地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向け、多様なテーマの講座や広報誌・区ホームページ・SNS等の多様な媒体による情報発信を通じて、幅広い世代の男女平等意識の向上を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
4 再	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課
6	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
7	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
8	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
9	かつしか区民大学	生涯学習課
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
11	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
12	家庭教育応援制度	地域教育課
13	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
14	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
15	親と子のこころの相談室	青戸保健センター
16	新規 乳幼児のママ・パパ向け防災講座	危機管理課

※事業 No. 横の「再」は再掲を表します。

施策の方向 (3)地域活動における男女共同参画の推進

地域におけるさまざまな講座やイベント、男女平等推進センターを拠点とした啓発活動、地域団体への支援等を通じて、幅広い世代が男女平等について学び、考える機会を広げます。また、地域活動の担い手として性別にかかわらず誰もが対等に参画できる環境づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
7 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
8 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
11 再	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
13 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
17	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)

施策の方向 (4)女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性の視点からの防災対策を推進します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
13 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
16 再	新規 乳幼児のママ・パパ向け防災講座	危機管理課
18	女性のための防災対策等検討委員会	危機管理課

施策の方向 (5) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

区の審議会や委員会等における女性委員の参画率向上に向け、「審議会等への女性参画促進に関する指針」の活用や参画状況の調査・公表を進めます。あわせて区自らが率先し、女性職員の登用や活躍を推進することで、政策・方針決定過程への女性の参画を広げます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
7 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
8 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
19	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課
20	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課
21	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」実施・公表	人権推進課
22	葛飾区女性職員活躍推進計画第三期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	人事課

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援

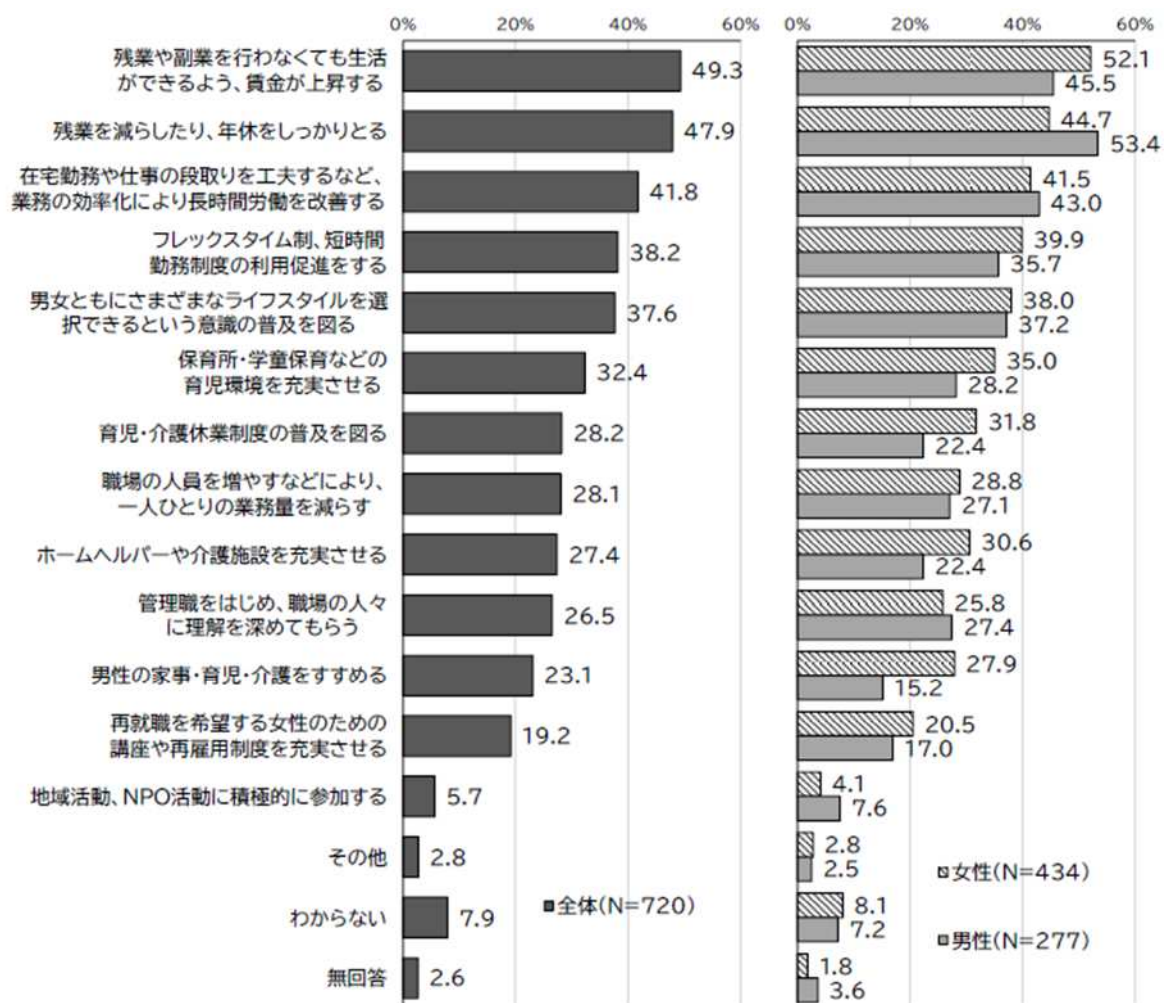
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した生活が送れる社会の実現を目指します。

課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

《現状と施策の方向性》

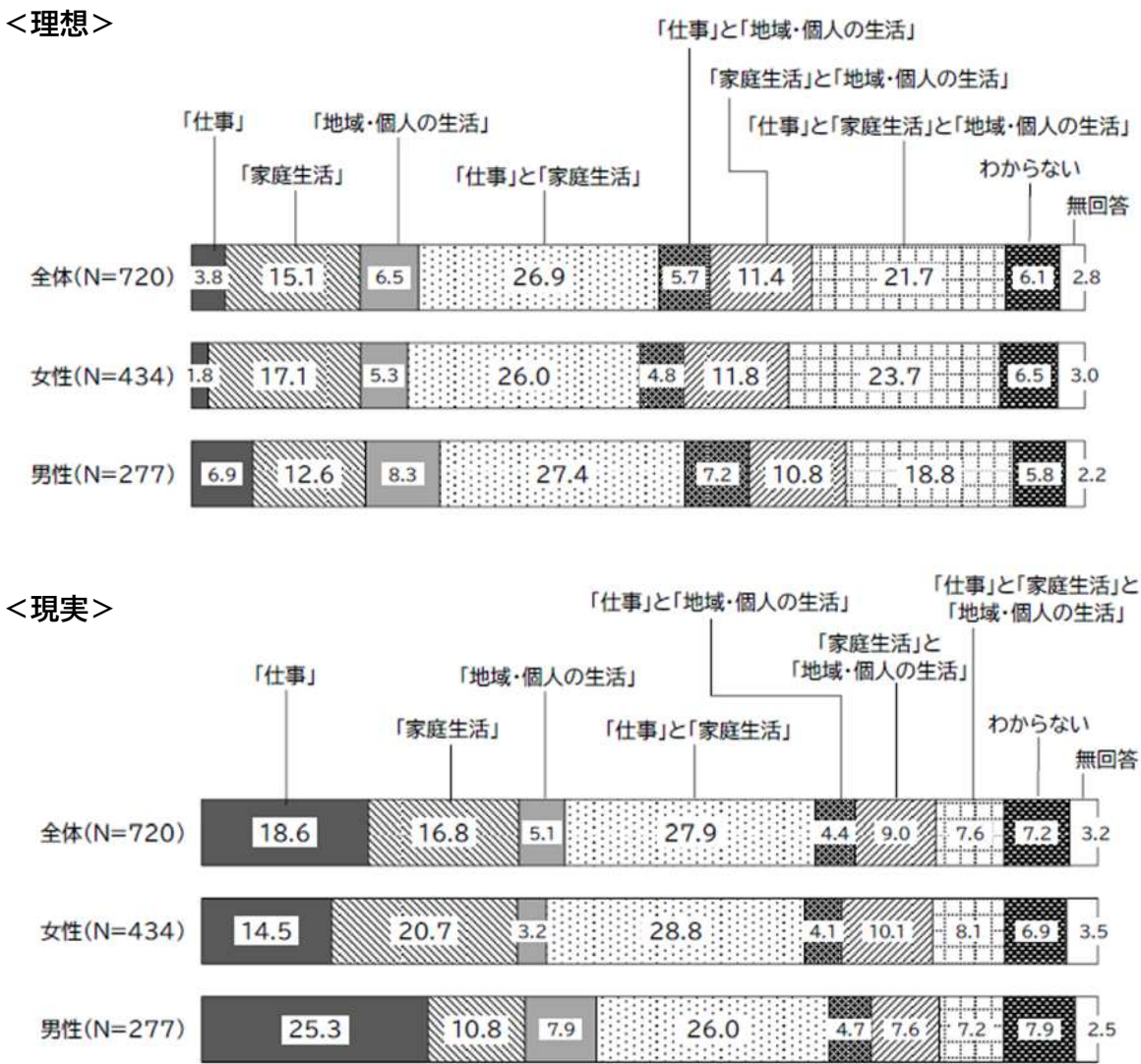
- 職場、家庭、地域などあらゆる場面で男女が個性と能力を発揮できる社会の実現は、男女平等社会に不可欠です。近年、共働き世帯の増加や男性の育児休業取得率の上昇など、働き方や家庭のあり方に変化が見られる一方で、依然として女性が出産・育児を機に就労継続を断念せざるを得ない状況や、家事・育児・介護などの家庭内役割が女性に偏りがちな状況は大きく改善していません。また、男性の家庭参画は広がりつつあるものの、長時間労働や固定的な性別役割意識により、希望しても十分に家庭生活に関われないという課題も残っています。
- 「区民意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する」、「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する」など、企業の働き方改革や多様な働き方に関する内容が上位にあげられています。（図7）
また、ワーク・ライフ・バランスの希望では、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』」を優先したいと回答する人が最も多くなっていますが、現実には女性で「家庭生活」、男性で「仕事」を優先しているとの回答が多く、女性への家事負担の偏り、男性では仕事の中心の働き方により、家庭生活に参画しにくい状況がうかがえます。（図8）
- 「区民意識調査」では、望ましいと思う女性の働き方として、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ《一時中断型》」や「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」との回答が男女ともに前回調査から増加している一方で、国の調査に比べ、《一時中断型》を希望する割合が高い傾向にあります。（図9）
- 男女ともに希望する働き方やライフスタイルを選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現や仕事と子育て・介護等との両立に向けた取組を行うとともに、企業へ労働環境改善、女性の職業生活継続のための支援を行うことが重要です。

図7 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（全体／性別）



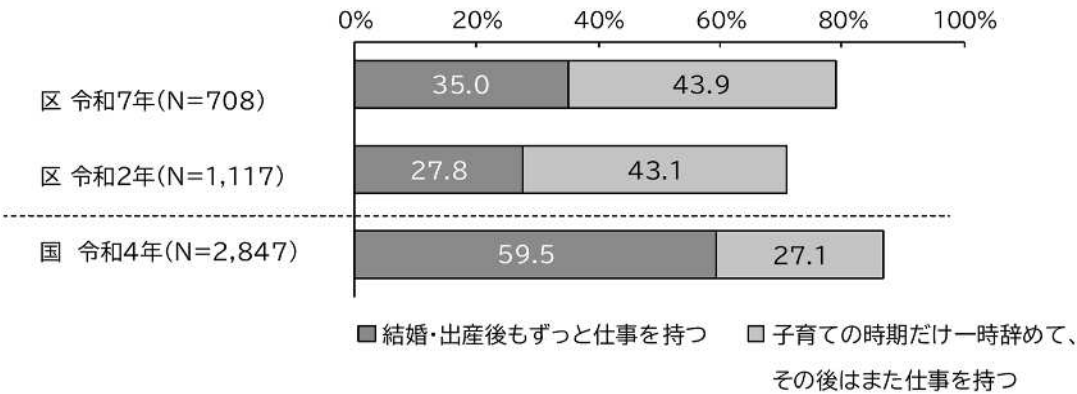
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図8 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図9 女性の働き方についての意識（全体／経年・国調査との比較）一部抜粋



※国調査では、それぞれ「こどもができて、ずっと職業を続ける方がよい」、「こどもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」

資料：区 令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査
国 男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年 11 月)

施策の方向 (1)ワーク・ライフ・バランスの実現

講座・情報誌等による啓発に加え、区内企業への支援や推進企業の認定を通じて、働きやすい職場環境づくりを応援します。また、家事・保育サービスによる子育て家庭への支援や区職員の働き方改革を進め、性別を問わず仕事と生活を両立できる社会の実現を目指します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
23	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
24	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課
25	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
26	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課
27	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	人事課
28	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
29	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
30	企業向けセミナー	人権推進課
31	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
32	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課
33	新規 子育て家庭等家事サポーター派遣事業	子育て応援課
34	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

施策の方向 (2)仕事と子育て・介護等との両立支援

ニーズに合わせた多様な保育サービスや学童保育、家事・育児の支援等により、子育て家庭が安心して仕事と両立できる環境を整えます。あわせて、介護や困難を抱える家庭へのケア支援、就業・再就職への支援等を通じて、性別にかかわらず仕事と生活の両立を支える基盤づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
14 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
17 再	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
23 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
24 再	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課
25 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
28 再	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
29 再	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
30 再	企業向けセミナー	産業経済課
31 再	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
32 再	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課
33 再	新規 子育て家庭等家事サポーター派遣事業	子育て応援課
34 再	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課
35	保育園等の多様な保育サービスの充実	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
36	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	子育て政策課 放課後支援課
37	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課
38	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
39	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	障害福祉課
40	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課
41	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	人事課
42	女性のための再就職講座	人権推進課
43	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	産業経済課
44	ゆりかご面接(ゆりかご葛飾)	青戸保健センター 子育て政策課

施策の方向 (3)企業の労働環境改善に向けた支援

区内の企業・事業所等が働きやすい職場環境を整備できるよう、情報提供やセミナー、社会保険労務士等の専門家派遣による支援を行います。あわせて、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を認定・広報し、企業の主体的な労働環境の改善を後押しします。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
23 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
25 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
29 再	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
30 再	企業向けセミナー	産業経済課
34 再	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

施策の方向 (4)女性の職業生活継続のための支援

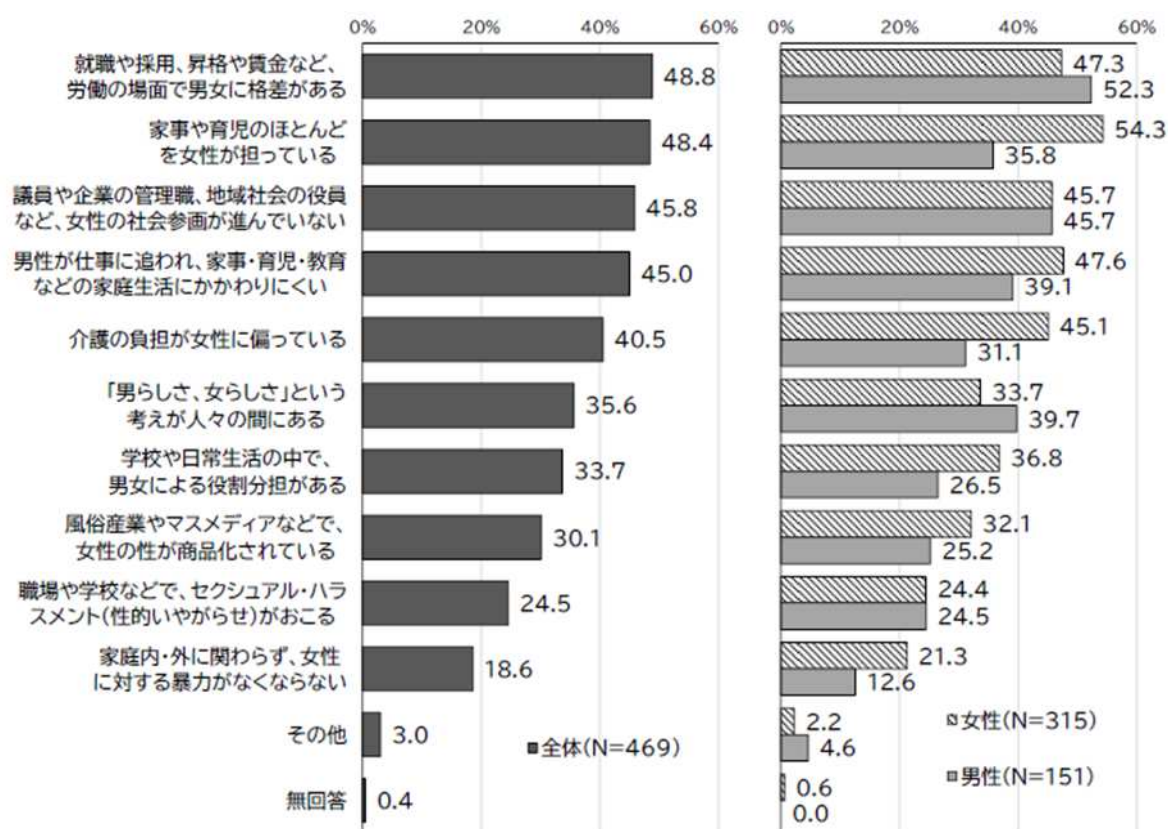
再就職やキャリアアップ、就業・創業に向けた講座等により、希望に応じて女性が働き続け、能力を発揮できるよう支援します。あわせて、保育や家事・育児の支援、企業への働きかけや男性の家庭参画の促進を通じて、女性が出産・育児等を経ても職業生活を継続あるいは再就職ができる環境づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
14 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
23 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
25 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
28 再	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
30 再	企業向けセミナー	産業経済課
31 再	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
32 再	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課
36 再	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	子育て政策課 放課後支援課
38 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
42 再	女性のための再就職講座	人権推進課
43 再	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	産業経済課
45	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課

課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進【重点】

- 「区民意識調査」において、男女の不平等を感じる点を性別にみると「家事や育児のほとんどを女性が担っている」や「介護の負担が女性に偏っている」で大きな差がみられます。(図10)
- また、食事のしたくや洗濯、掃除等の家事などの分担については、すべての項目で「いつもしている」は女性が男性を大きく上回り、その傾向は共働きであっても変わりません。(図11、12)
- 家庭内での女性に対する家事の分担の偏りは、女性の活躍の実現を困難にする要因の一つとなることから、男性の家事や子育てへの参画に向けた意識啓発や参画支援を行うことが重要です。

図10 男女の不平等を感じる点（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図 11 家事などの分担（性別）

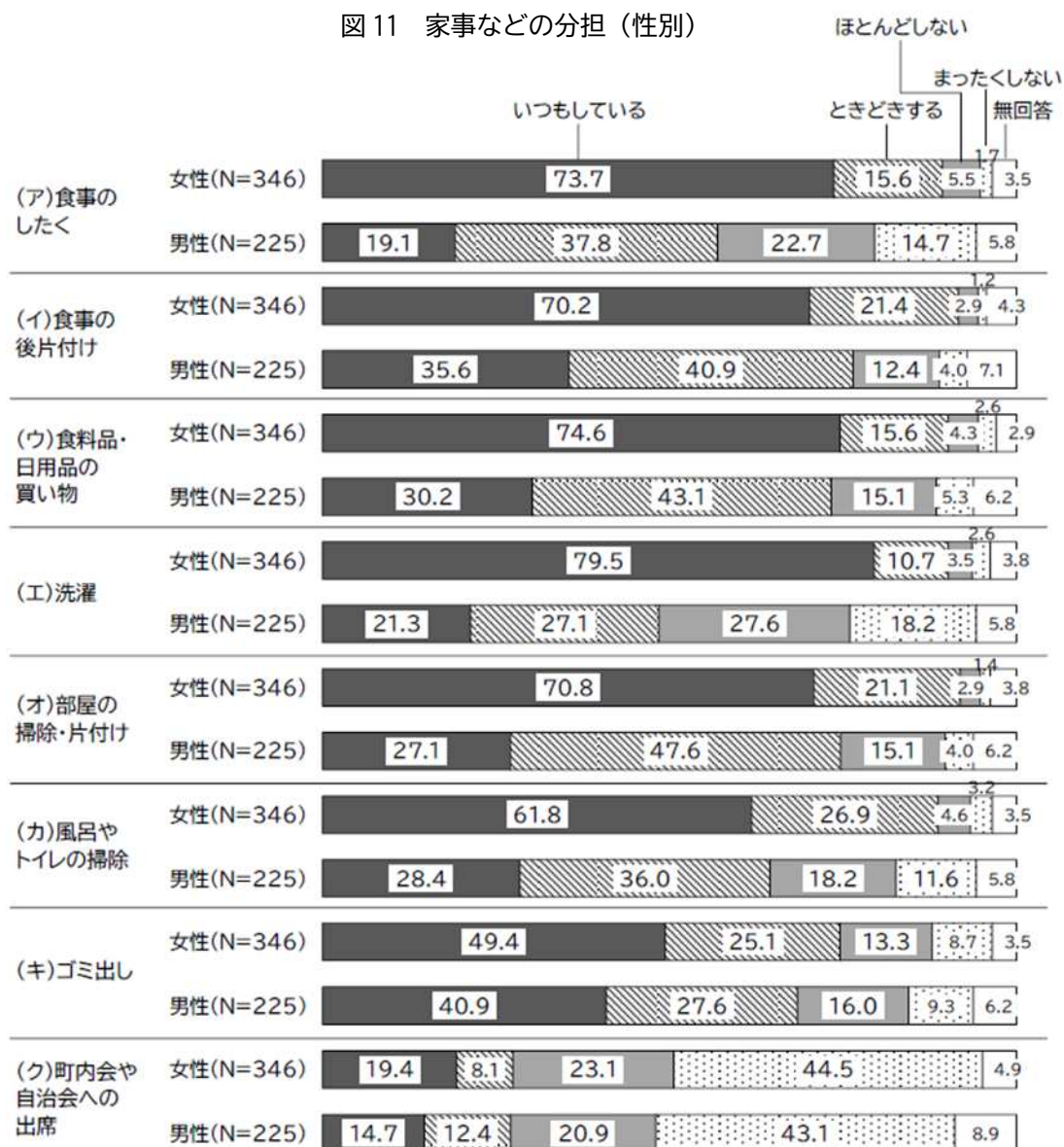
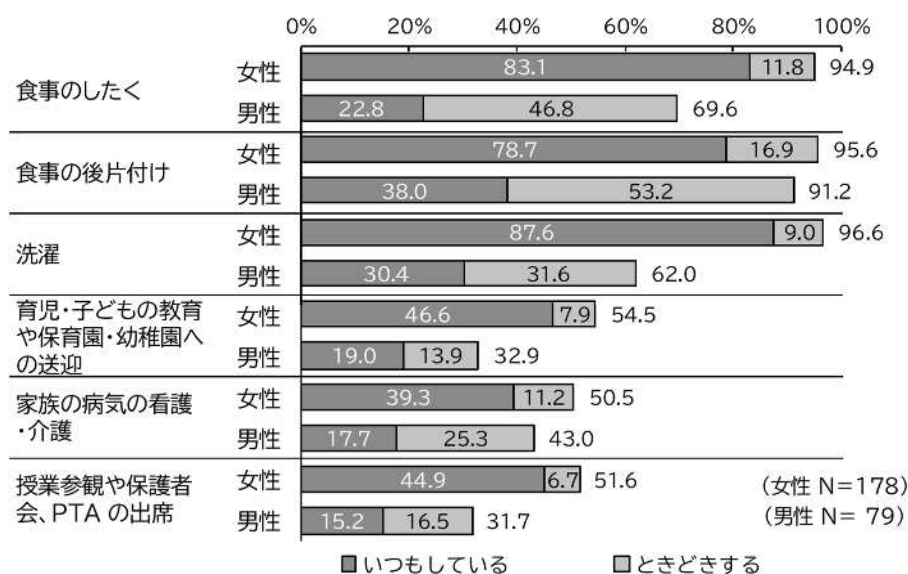


図 12 家事などの分担（共働きの方に限定・性別）一部項目を抜粋



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 男性の家事や子育てへの参加促進

講座や情報誌等による啓発を通じて、家事や育児は性別にかかわらず担うものという意識の浸透を図ります。あわせて、妊娠期からの両親学級や父親向け講座などにより、男性が早い段階から家事・育児に主体的に関わることを促し、家庭内での性別役割の偏りの解消を進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
12 再	家庭教育応援制度	地域教育課
14 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
23 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
25 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
38 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
44 再	ゆりかご面接(ゆりかご葛飾)	青戸保健センター 子育て政策課
45 再	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課
46	ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)	青戸保健センター
47	育児学級(2か月児・5か月児)	青戸保健センター

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

課題1 あらゆる暴力の根絶【重点】

《現状と施策の方向性》

- 配偶者（事実婚を含む）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、ストーカー、デジタル技術を悪用したりベンジポルノやオンライン上の性暴力など、あらゆる暴力の防止と被害者保護に関する法制度の整備が進んでいます。しかし、女性に対する暴力の相談件数は依然として増加傾向にあり、警察が対応する深刻な事案も増えています。また、SNSを通じた誹謗中傷や性的な画像要求など、新たな形態の暴力も顕在化しており、早期発見と未然防止の重要性が一層高まっています。
- 「区民意識調査」において、DV（ドメスティック・バイオレンス）の経験について、暴力を受けた経験がある割合は、「大声で怒鳴られる」「『女（男）のくせに』『女（男）だから』と差別的な言い方をされる」「何を言っても無視される」など精神的暴力が中心となっています。性別では、男性に比べ女性で経験がある割合が高い傾向にあります。（図13）
DVの経験がある人の相談の状況は、「相談しなかった（できなかった）」が約6割で「相談した」3割後半を上回り、性別では、「相談した」割合は男性が女性を大きく下回ります。（図14）
- DVの防止及び被害者支援のために必要な対策は、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める」が7割以上と最も高く、「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」、「緊急時の相談体制の充実」、「子どもがいても安心して相談・避難ができるような体制の充実」などが続きます。（図15）
- 近年の物価高騰や雇用環境の変化など社会経済状況の影響により、家庭内でのストレス増大や孤立が深まり、相談につながりにくい状況が生じていることも課題です。こうした背景から、「暴力を許さない」という社会的意識の醸成とともに、誰もが相談しやすい体制を整備し、地域全体で被害を防ぐ環境づくりが求められています。
- あらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力の未然防止と早期発見、相談体制のさらなる充実、被害者の安全確保と自立支援に向けた取組や性暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、オンライン上のハラスメントなど多様化する被害に対応し、予防啓発と支援体制の強化が求められます。

図13 ドメスティック・バイオレンスの経験（性別）

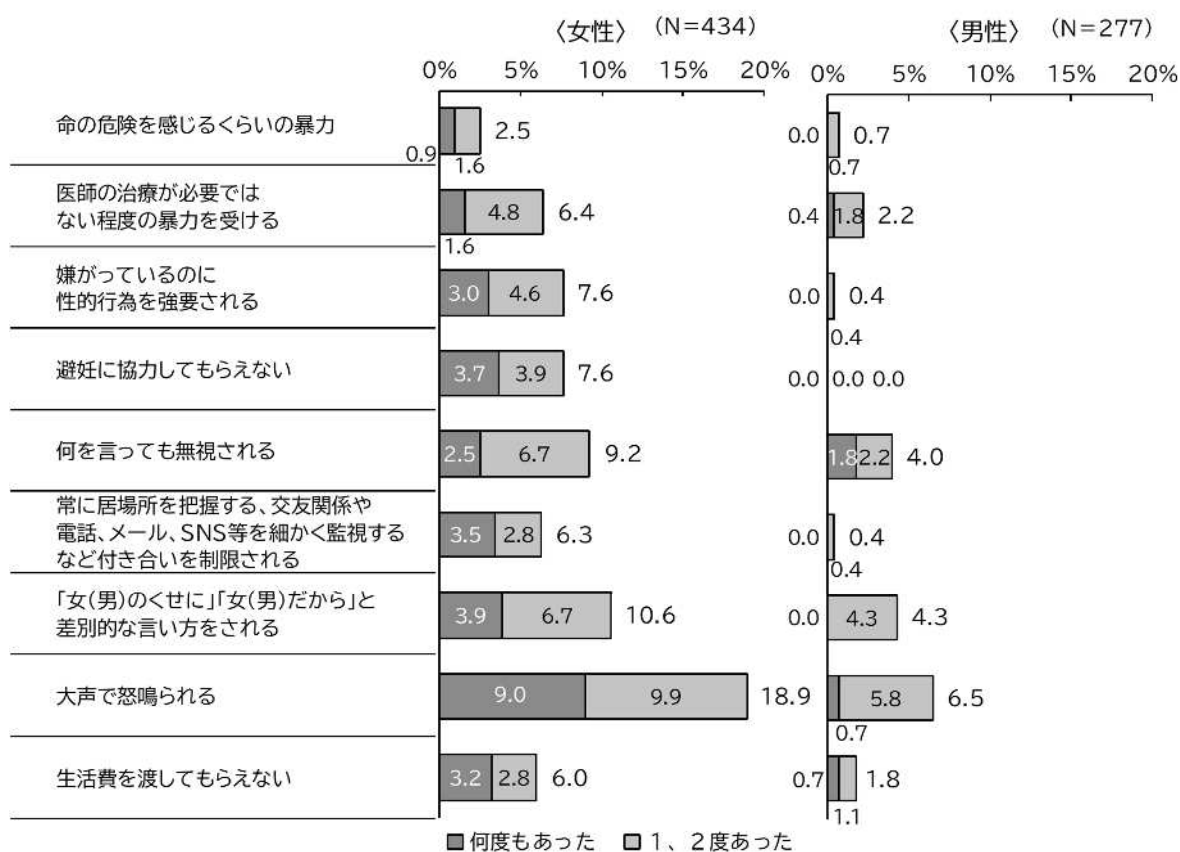
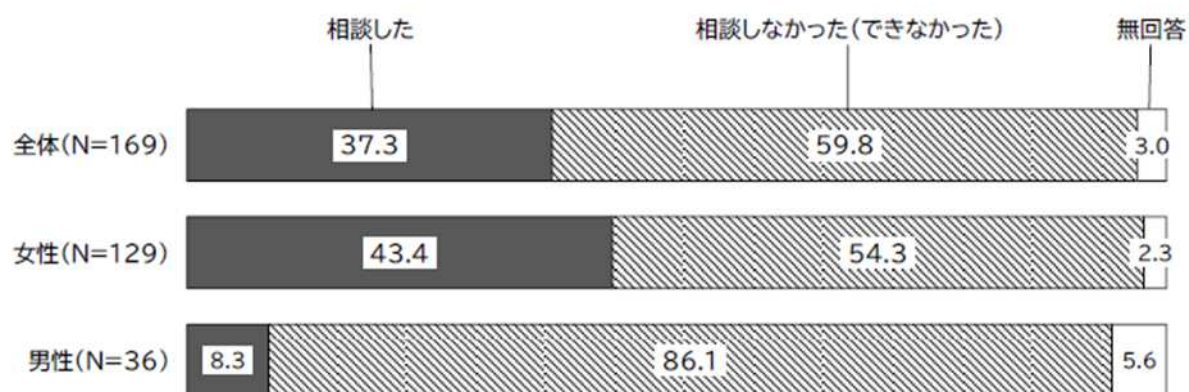
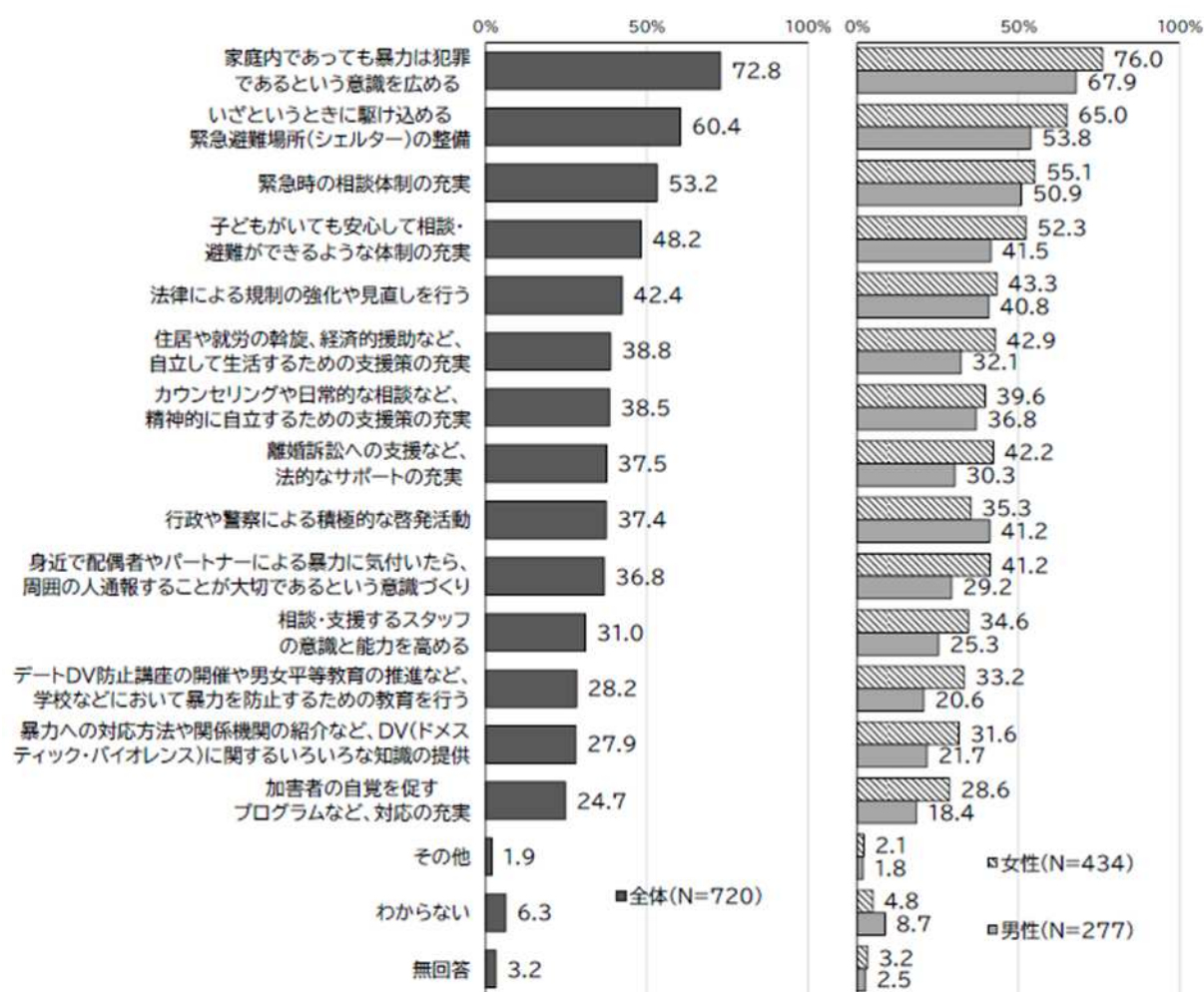


図14 暴力を受けた経験がある人の相談の有無（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図15 DVの防止及び被害者支援のために必要な対策（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

あらゆる暴力を許さない意識を広げるための啓発や、若年層へのデートDV防止の働きかけを進めます。あわせて、相談窓口の周知や職員研修、関係機関の連携を通じて、配偶者等からの暴力を早期に発見し、被害者を適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
48	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課
49	若年層に向けた啓発	人権推進課
50	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課
51	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課
52	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
55	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
56	窓口職員等研修	人権推進課
57	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課
58	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課

施策の方向 (2) 相談体制の充実

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
48 再	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課
52 再	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
55 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
56 再	窓口職員等研修	人権推進課
59	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	子ども家庭支援課
60	女性相談	東西生活課
61	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課
62	外国人生活相談	文化国際課
63	各種相談事業	人権推進課

施策の方向 (3)被害者の安全確保と自立に向けた支援

配偶者等からの暴力の被害者とその家族が安心して暮らせるよう、相談支援や情報管理による保護を図るとともに、関係機関が連携して支えます。あわせて、困難を抱える女性への支援の視点に立ち、本人の意思を尊重しながら、生活の再建と自立に向けた包括的な支援を進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
48 再	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課
52 再	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
55 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
56 再	窓口職員等研修	人権推進課
60 再	女性相談	東西生活課
61 再	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課
64	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課

施策の方向 (4)性暴力・ハラスメントの防止

性暴力や各種のハラスメントは重大な人権侵害であるとの認識を広げるため、啓発や研修を進めます。あわせて、区職員からの相談・苦情への対応体制を整えるとともに、関係機関の連携により、誰もが安心して暮らし働ける環境づくりを進め、被害の未然防止を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
48 再	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課
55 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
56 再	窓口職員等研修	人権推進課
57 再	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課
65	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課
66	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課

課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進【重点】

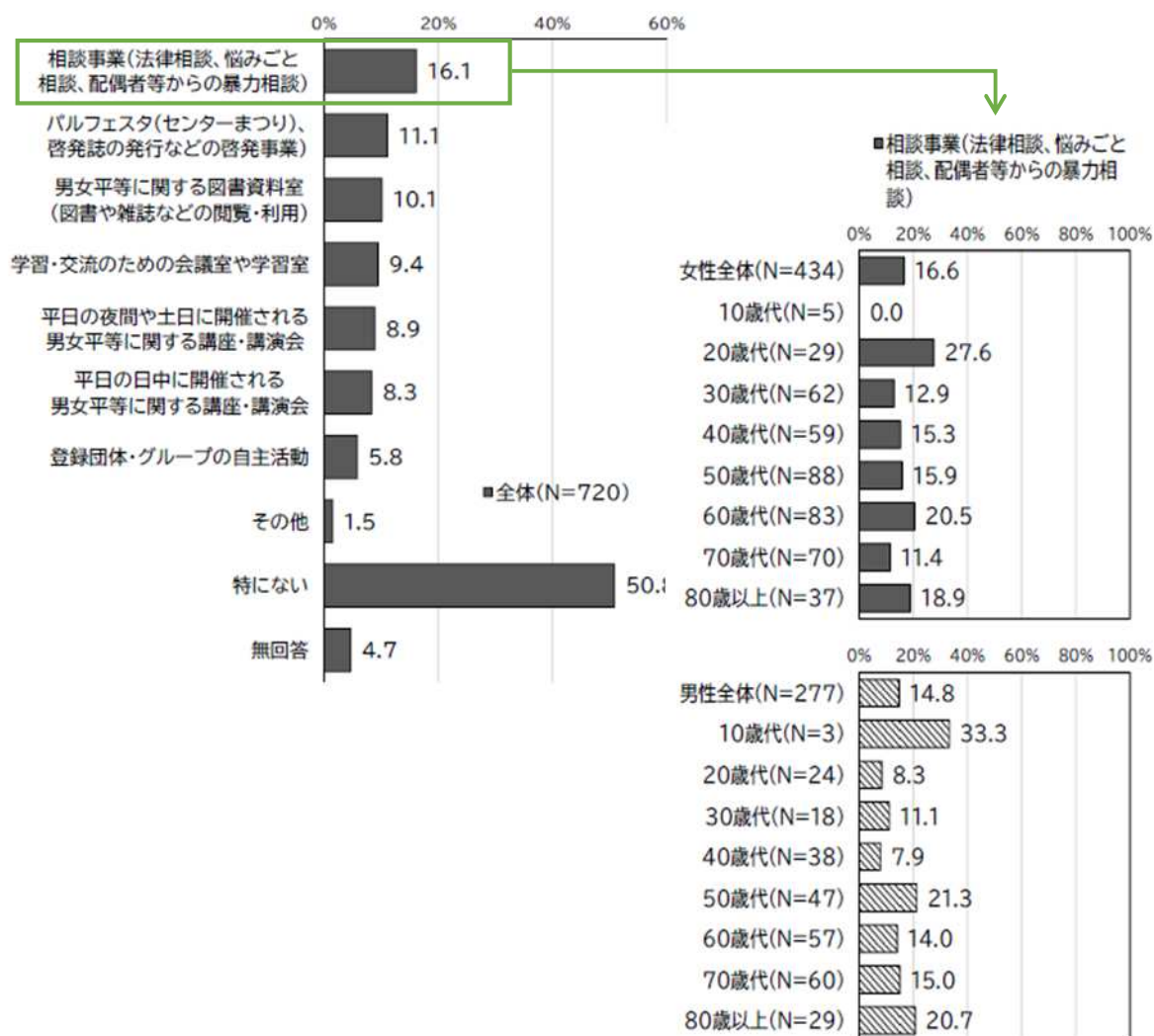
《現状と施策の方向性》

- 近年、女性の抱える困難さが、虐待を受けた経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など多様化、複合化、複雑化していることを背景に、令和6年4月に「女性支援法」が施行、国より「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示され、東京都においても「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されています。
- 女性は、女性であることにより性的な被害に遭いやすく、予期せぬ妊娠のリスク等が存在するほか、出産・育児によるキャリアの断絶が起こりやすい状況があること、不安定な就労状況とそれに伴う低年金や経済的困窮、孤立などの困難に陥りやすい傾向にあります。
- 「区民意識調査」によると、葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向については、「特にない」を除くと、「相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）（16.1%）」が最も多くなっています。性・年代別では20代女性の利用意向が27.6%と高い傾向にあります。（図16）
- 本区のひとり親世帯の数は減少傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。（図17）
仕事と子育ての両立が難しく働き方に制限のある母子世帯では、より生活上の困難を抱えやすい状況にあり、厚生労働省の「2022年 国民生活基礎調査」によると、全国の大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の子どもの相対的貧困率*は44.5%であり、半数近くが経済的に困難な状況に置かれています。（図18）

* 相対的貧困率とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいいます。

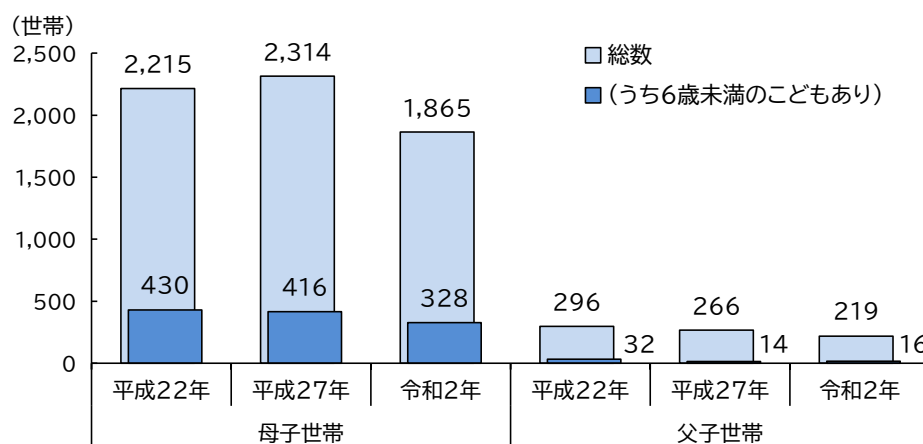
- 養育環境の厳しさは、子どもへの影響も懸念されることから、就業に向けた支援や家事・子育て支援などを通じて、安心して子育てをしながら自立した生活ができる環境を整備していくことが必要です。
- 今後は、ひとり暮らし高齢者世帯の割合が大幅に増えることが予測されていますが、生活困窮や不安定就労、外国人住民、障害のある人など、複合的に困難な状況に置かれている場合などもあり、個々の背景や状況に応じた相談対応により、自立と安定した暮らしができるよう支援につなげることが重要です。

図16 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向（全体）と
相談事業の利用意向（性・年齢別）



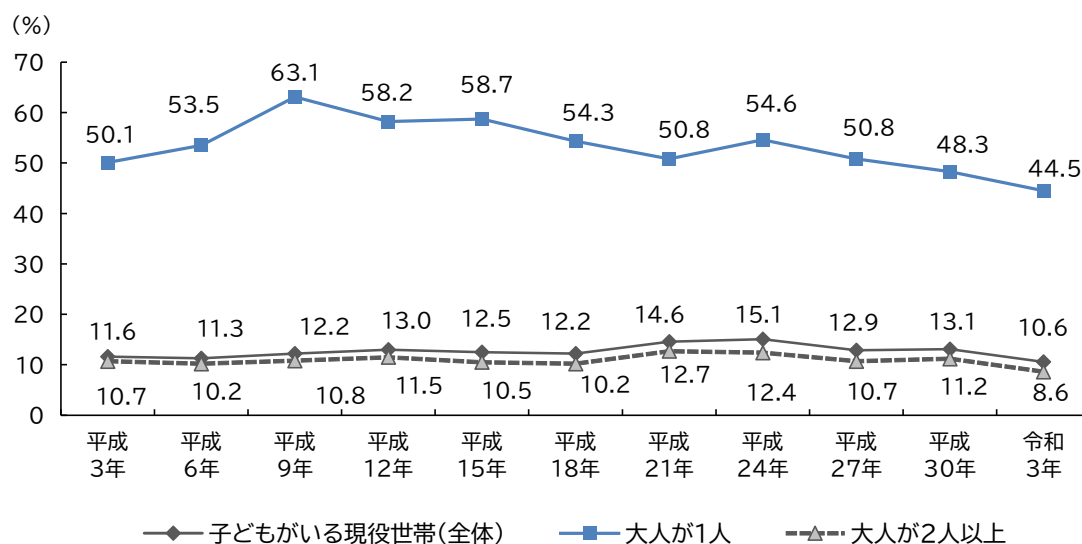
資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図17 ひとり親世帯の推移



資料:国勢調査

図18 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（全国）の推移



資料:2022(令和4)年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

施策の方向 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

生活困窮やひとり親家庭、介護を担う世帯など、複合化・複雑化する課題に対し、相談から自立支援まで切れ目のない支援を行います。特に、DVや生活困窮など困難を抱える女性については、その意思を尊重しながら包括的に支え、誰もが安心して安定した暮らしを営める環境づくりを進めます。

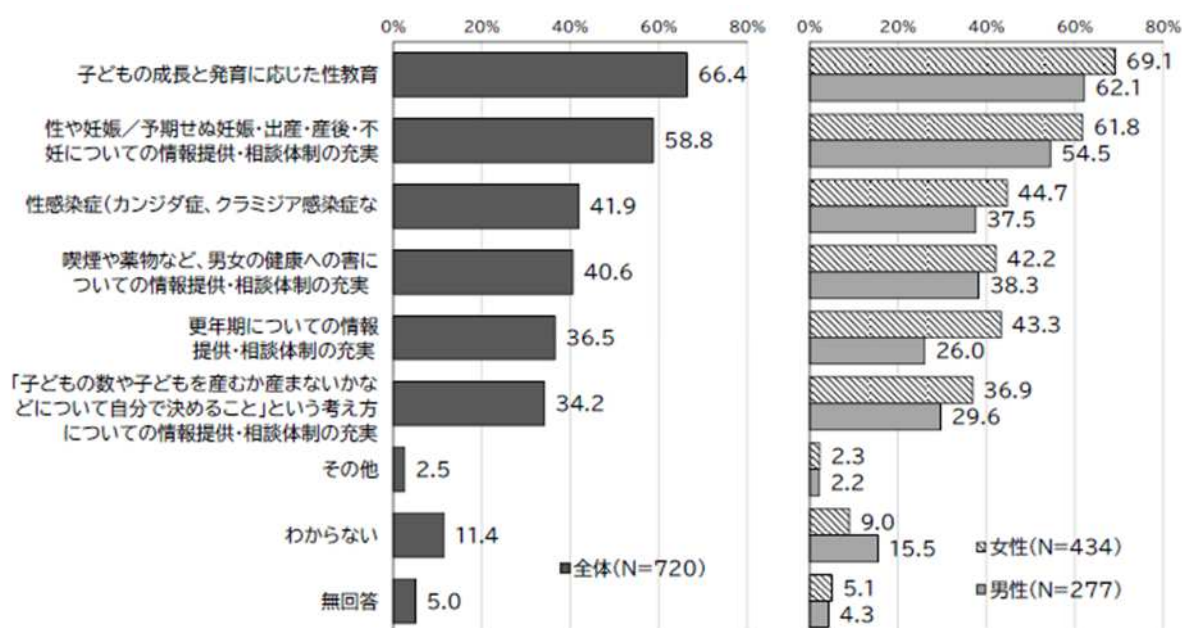
事業 No.	主な事業・取組	担当課
17 再	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
38 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
39 再	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	障害福祉課
40 再	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
56 再	窓口職員等研修	人権推進課
58 再	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課
60 再	女性相談	東西生活課
63 再	各種相談事業	人権推進課
67	ひとり親家庭相談	子育て応援課
68	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課
69	くらしのまると相談事業	くらしのまると相談課
70	生活困窮者自立支援事業	くらしのまると相談課
71	ひとり親家庭自立支援事業	子育て応援課
72	養育費の受け取り支援事業	子育て応援課
73	若者支援体制の整備	子育て政策課
74	区内事業所と連携した障害者就労の促進	障害福祉課
75	障害者の日中活動の支援	障害福祉課
76	新規 ヤングケアラー等支援事業	子育て政策課
77	新規 困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置	人権推進課 関係各課

課題3 生涯を通じた健康支援

- 男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりの心を持ち協力することは男女平等社会を形成していく上で欠かすことができません。また、安全・安心な暮らしの基盤として、生涯を通じて健康を維持・増進することが重要です。特に女性は、女性ホルモンの変動や仕事、結婚、出産、育児などのライフステージによって、心身の変化が大きいことから、年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進することが必要です。
- 「区民意識調査」では、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」、「性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実」が上位にあげられています。「更年期についての情報提供・相談体制の充実」は、女性が男性を大きく上回ります。（図 19）
- 発達段階に応じた性教育に加え、女性の重要な人権のひとつである「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊１）」や「プレコンセプションケア（＊２）」について、誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが重要です。

- ＊１ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Sexual and Reproductive Health and Rights）とは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、国際的には基本的人権のひとつと考えられています。妊娠・出産・避妊など性と生殖に関わるすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。
- ＊２ プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。

図 19 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

若年期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康診査等の機会を確保し、性別を問わず区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。あわせて、妊娠・出産に関わる支援や女性特有の健康課題への理解を広げ、生涯を通じた心身の健康を支えます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
15 再	親と子のこころの相談室	青戸保健センター
78	健康づくり健康診査	健康推進課
79	特定健康診査	国保年金課
80	葛飾区基本健康診査	健康推進課
81	成人歯科健康診査	健康推進課
82	長寿(後期高齢者)医療健康診査	国保年金課
83	長寿歯科健康診査	健康推進課
84	ゆりかご葛飾(産後ケア)	青戸保健センター
85	乳がん検診	健康推進課
86	子宮頸がん検診	健康推進課
87	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課
88	特定不妊治療費助成事業	青戸保健センター

施策の方向 (2) 性と生殖に関する啓発・支援

性と生殖に関する健康と権利の考え方にに基づき、一人ひとりが自らの性や妊娠・出産について主体的に考え、選択できるよう、正しい知識の普及を図ります。あわせて、性感染症の予防に関する啓発や検査の機会の充実を通じて、若年層をはじめ誰もが健康を守れるよう支援します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
87 再	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課
89	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等でともに支え合いながら暮らしていける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

《現状と施策の方向性》

- 国の「LGBT理解増進法」の制定と基本計画の策定をはじめ、性自認や性的指向を含む性の多様性を尊重する社会的機運は近年さらに高まっています。学校や職場、地域社会においても、性のあり方に関する理解促進の取組が広がりつつありますが、一方で、偏見や誤解に基づく差別的言動、SNS上での誹謗中傷など、新たな課題も顕在化しています。
- 本区では、性自認・性的指向に関する相談窓口を設置しているほか、令和5年度から都が発行する東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を妊娠届出や母子健康手帳の交付、区営住宅・区民住宅の入居申込みなどに活用しています。
- 「区民意識調査」では、4.3%が自分の性別に悩んだ経験があると回答し、その背景として「男らしさ・女らしさを求められたこと」が多くあげられています。
(図 20、21)
固定的な性別役割意識やジェンダー規範により、生きづらさを抱える人が少なくありません。性の多様性を前提とした環境整備や、互いの個性と違いを尊重し合う社会づくりが引き続き求められています。
- 性自認や性的指向など性の多様性に対する理解促進と支援を進めるとともに、人権尊重の意識を高め、誰もが安心して自分らしく生きられる平等な社会の実現を目指します。学校・地域・職場などあらゆる場面での啓発を強化し、相談しやすい体制づくりや、差別や偏見を生まない環境整備に取り組みます。

図20 性自認について悩んだことの有無

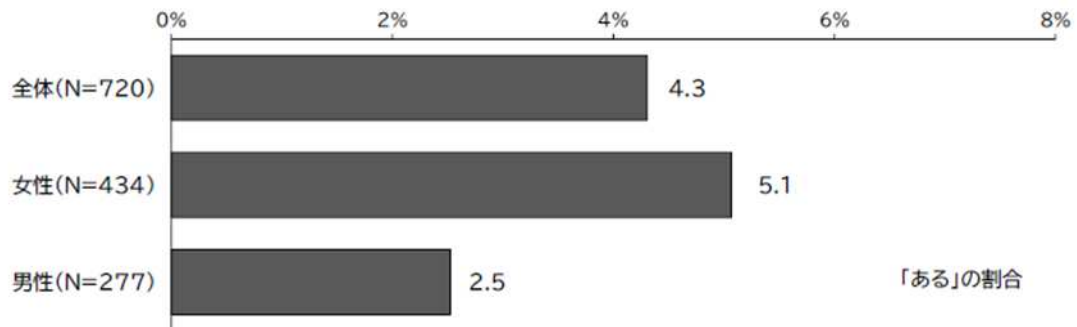
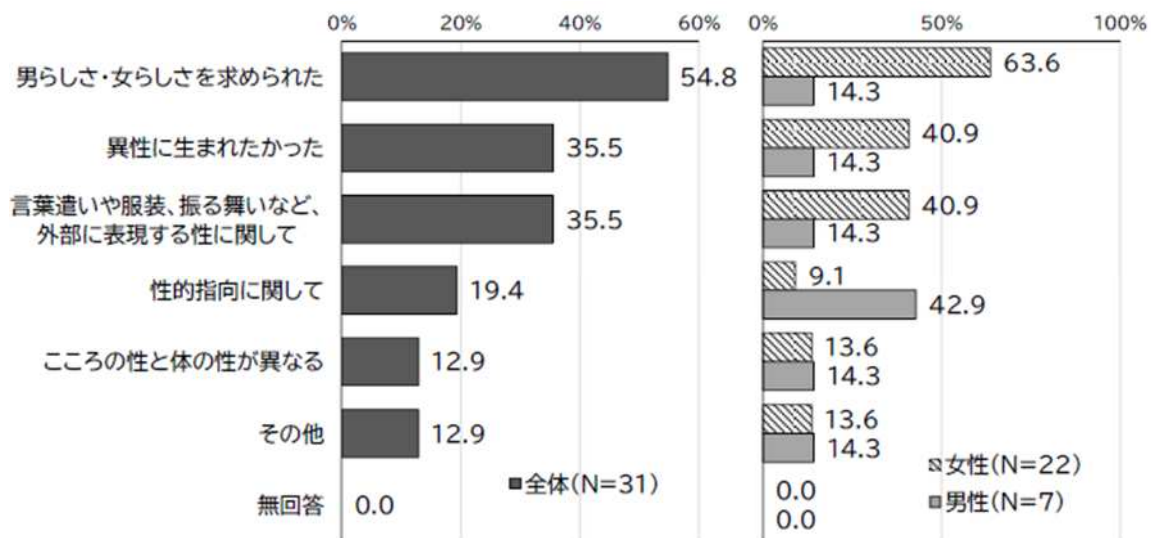


図21 性自認について悩んだ内容



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) 性の多様性への理解促進・支援

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会に向けて、幼少期からの教育をはじめ、幅広い世代や職員への理解促進を図ります。また、相談事業を通じて当事者やパートナー、家族等が安心して生活を送ることができるよう多様性を認め合う地域づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
2 再	男女平等教育の視点における性教育の実施	教育指導課
6 再	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
90	性の多様性に関する講座・研修	人権推進課
91	性自認・性的指向に関する相談(LGBTs相談)	人権推進課

施策の方向 (2) 互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり

学校や保育の場における教育・指導をはじめ、区民や企業への啓発を通じて、性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や違いが尊重される意識を育みます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
1 再	学校における男女平等にかかわる適切な指導	教育指導課
3 再	男女平等教育を進めるための教員研修	教育指導課 人権推進課
6 再	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
66 再	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課
92	人権啓発紙による啓発(企業向け)	人権推進課
93	人権・多様性に関するパンフレットによる啓発(区民向け)	人権推進課
94	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課
95	多様性に関する講座・講演会	人権推進課
96	広報誌による人権啓発(区民向け)	人権推進課
97	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	人事課
98	学校での人権教育の推進	教育指導課
99	人権教育に関する研修	教育指導課

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題1 推進体制の強化

《現状と施策の方向性》

- 男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターは、区民や事業者に対し、男女平等やジェンダーに関する正確な情報提供や学習機会の充実を図る役割を一層担っています。近年、社会全体で男女平等や男女平等参画への関心が高まる一方、情報の多様化やデジタル化の進展により、区民が必要とする知識や支援の内容も幅広くなっており、センターによる効果的な発信と学びの場の提供が求められています。
- 支援を必要とする人が適切な支援につながるためには、相談機能の充実が不可欠です。DV、性暴力、ハラスメント、性の多様性に関する悩みなど、相談内容は複雑化・多様化しており、専門的な対応力の強化や関係機関との連携が重要となっています。さらに、地域団体や事業者、学校などとの協働を進め、地域全体で男女平等参画を推進する体制づくりが求められています。
- 計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を行う進行管理を継続的に実施します。社会情勢の変化や区民ニーズの多様化に対応しながら、柔軟かつ効果的に施策を展開していくことが重要です。

施策の方向 (1) 男女平等推進センター機能の充実

男女平等推進センターを、男女平等参画を推進する地域の拠点として、講座やイベント、情報発信や図書資料の提供による啓発活動を充実します。あわせて、各種相談や相談時の一時保育を通じて、誰もが利用しやすい環境を整え、センターの認知度向上と幅広い世代の利用促進を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
8 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
13 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
63 再	各種相談事業	人権推進課
100	男女平等推進センター事業の周知・情報発信	人権推進課
101	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課
102	相談事業における一時保育	人権推進課

施策の方向 (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

男女平等の実現には、区だけでなく区民、地域活動団体、企業など多様な主体の協働が欠かせません。地域活動やイベント、企業への働きかけを通じて連携を広げるとともに、計画の進捗管理や審議会等による確認の仕組みを活かし、社会全体で取組を進める体制づくりを図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
10 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
11 再	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
34 再	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
103	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課
104	男女平等推進本部	人権推進課
105	男女平等推進審議会	人権推進課
106	男女平等苦情調整委員会	人権推進課

課題2 国・東京都との連携

男女平等参画の実現には、区だけでは解決できない広域的かつ制度的な課題も多くあります。配偶者からの暴力への対応など関係機関との連携が必要な分野で東京都等と協力するとともに、法や制度の充実について国・東京都へ積極的に働きかけ、施策の一層の推進を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
53 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
54 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
107	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

第4章 事業一覽

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進

課題1 あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進

施策の方向 (1)学校等における男女平等教育の推進

事業番号	1
事業名	学校における男女平等にかかわる適切な指導
事業内容	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、性別にかかわらず、個人として尊重され、男女が平等な立場であらゆる活動に共に参加し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指した男女平等教育を適正に推進します。
所管課	教育指導課

事業番号	2
事業名	男女平等教育の視点における性教育の実施
事業内容	児童・生徒が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に応じた性教育を実施します。
所管課	教育指導課

事業番号	3
事業名	男女平等教育を進めるための教員研修
事業内容	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、区内公立幼稚園・小中学校の人権教育担当者を対象に関係課と共催で研修会を行います。
所管課	教育指導課、人権推進課

事業番号	4
事業名	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成
事業内容	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	5
事業名	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)
事業内容	子どもたちの情報活用能力の向上と、人権感覚を備えたメディア活用能力の育成を図るため、各校の管理職を対象とした情報モラル研修や情報教育担当者を対象とした指導力向上研修を実施します。
所管課	教育指導課

施策の方向 (2)家庭や地域における男女平等意識の向上

事業番号	6
事業名	男女平等保育を進めるための保育士研修
事業内容	保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
所管課	保育課、人権推進課

事業番号	7
事業名	男女平等に関する講座・講演会
事業内容	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	8
事業名	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発
事業内容	男女共同参画週間や男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を「広報かつしか」やSNSを活用し、区民に周知するとともに、男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。
所管課	人権推進課

事業番号	9
事業名	かつしか区民大学
事業内容	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進める中で男女平等、人権尊重を基調とした講座・講演会を開催します。
所管課	生涯学習課

事業番号	10
事業名	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
事業内容	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区の主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
所管課	人権推進課

事業番号	11
事業名	地域団体向け講座開催支援
事業内容	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。
所管課	人権推進課

事業番号	12
事業名	家庭教育応援制度
事業内容	乳幼児や小・中学生の保護者組織、子どもの育成に関わる機関・サークル等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、講師を派遣し、その講師謝礼を助成します。
所管課	地域教育課

事業番号	13
事業名	防災に関わる講座
事業内容	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。
所管課	危機管理課、人権推進課

事業番号	14
事業名	男性向けの家事や子育て等に関する講座
事業内容	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	15
事業名	親と子のこころの相談室
事業内容	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。
所管課	青戸保健センター

事業番号	16
事業名	新規 乳幼児のママ・パパ向け防災講座
事業内容	乳幼児の保護者が災害に備え、不安を解消するために必要な内容を学ぶことのできる講座の開催や情報発信を行います。
所管課	危機管理課

第4章 事業一覧

事業番号	再掲事業
4	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成

施策の方向 (3) 地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	17
事業名	しあわせサービス事業
事業内容	65 歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な付添等のサービスを提供する支え合いの事業を行います。
所管課	福祉管理課(社会福祉協議会)

事業番号	再掲事業
7	男女平等に関する講座・講演会
8	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
11	地域団体向け講座開催支援
13	防災に関わる講座

施策の方向 (4) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

事業番号	18
事業名	女性のための防災対策等検討委員会
事業内容	女性のための防災について議論し、葛飾区で進めている防災施策に女性の視点を取り入れ、幅広い意見を反映させます。
所管課	危機管理課

事業番号	再掲事業
13	防災に関わる講座
16	新規 乳幼児のママ・パパ向け防災講座

施策の方向 (5) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

事業番号	19
事業名	審議会等への女性の積極的な登用
事業内容	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を高めていきます。
所管課	関係各課

事業番号	20
事業名	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進
事業内容	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時を見据え、女性の参画をより積極的に働きかけます。
所管課	人権推進課

事業番号	21
事業名	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」実施・公表
事業内容	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
所管課	人権推進課

事業番号	22
事業名	葛飾区女性職員活躍推進計画第三期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進
事業内容	女性職員の職場環境の改善やキャリア支援、ネットワーク構築を強化し、働きやすい職場環境づくりを行います。
所管課	人事課

事業番号	再掲事業
7	男女平等に関する講座・講演会
8	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援

課題1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策の方向 (1)ワーク・ライフ・バランスの実現

事業番号	23
事業名	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
事業内容	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける普及活動等を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	24
事業名	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会
事業内容	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、その意義やライフスタイルに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	25
事業名	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行
事業内容	ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌を作成しイベント等で配布します。
所管課	人権推進課

事業番号	26
事業名	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進
事業内容	超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進や柔軟な働き方の推進などにより、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ハラスメント防止対策の充実を図ります。
所管課	人事課

事業番号	27
事業名	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり
事業内容	職員一人一人が仕事の進め方や内容を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現するとともに、誰もが生きいきと活躍できる職場づくりを推進します。
所管課	人事課

事業番号	28
事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業内容	仕事や家庭の事情等により、一時的に子どもの面倒が見られない方などのために、子育ての手助けが必要な方（ファミリー会員）と、子育ての手諾家をする方（サポート会員）とを結ぶ、会員制の事業です。
所管課	子育て応援課

事業番号	29
事業名	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
事業内容	育児・介護休業法に関する就業規則の作成または改正を必要とする区内事業所に対し、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、就業規則の整備を支援するとともに、職場環境整備に向けた提案や意識啓発に必要な情報提供等を行います。
所管課	産業経済課

事業番号	30
事業名	企業向けセミナー
事業内容	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	31
事業名	女性の就業・創業支援事業
事業内容	就業・創業を目指す女性の区民を対象にセミナー等を実施します。
所管課	産業経済課

事業番号	32
事業名	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業
事業内容	冠婚葬祭、学校行事、社会参加等の日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターを利用する保護者に対し、その利用料の一部を助成します。
所管課	子育て応援課

事業番号	33
事業名	新規 子育て家庭等家事サポーター派遣事業
事業内容	区内在住の妊婦の方や3歳未満の子どもを養育する家庭を支援するため、家事支援や外出時の補助を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の補助を行います。
所管課	子育て応援課

事業番号	34
事業名	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
事業内容	ワーク・ライフ・バランスを推進している区内の企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取組内容を広く紹介・公表することにより、その取組を応援し、区全体の機運の醸成を図ります。
所管課	人権推進課

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)

施策の方向 (2)仕事と子育て・介護等との両立支援

事業番号	35
事業名	保育園等の多様な保育サービスの充実
事業内容	仕事と子育てを安心して両立できる環境構築のため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）及び一時預かり事業等の実施により多様な保育ニーズに対応します。
所管課	子育て政策課、子育て施設支援課、保育課

事業番号	36
事業名	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)
事業内容	放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で監護が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。私立学童保育クラブに対しては、運営経費の一部を助成します。また、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。
所管課	子育て政策課、放課後支援課

事業番号	37
事業名	ショートステイ・トワイライトステイ事業
事業内容	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
所管課	子ども家庭支援課

事業番号	38
事業名	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
事業内容	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に困難を感じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
所管課	福祉管理課（社会福祉協議会）

事業番号	39
事業名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業
事業内容	区と委託契約した訪問看護ステーションの看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に訪問し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
所管課	障害福祉課

事業番号	40
事業名	在宅高齢者福祉サービス
事業内容	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
所管課	高齢者支援課

第4章 事業一覧

事業番号	41
事業名	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備
事業内容	各種支援制度の周知や研修、管理監督者による意識啓発を通じて、子育てや介護などの事情を抱えた職員が働きやすい勤務環境づくりを進めます。
所管課	人事課

事業番号	42
事業名	女性のための再就職講座
事業内容	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	43
事業名	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)
事業内容	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。
所管課	産業経済課

事業番号	44
事業名	ゆりかご面接(ゆりかご葛飾)
事業内容	妊娠中に個別に面接(ゆりかご面接)を行い、一人ひとりの状況にあわせた出産までの「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行います。また、親子プランをお渡しし、父親を含む家族全体で子育てを担う意識の醸成を図ります。子育て拠点施設や保健センターなどにおいて、就学期前までの継続的な支援を行います。
所管課	青戸保健センター、子育て政策課

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
14	男性向けの家事や子育て等に関する講座
17	しあわせサービス事業
23	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
24	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会
25	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行
28	ファミリー・サポート・センター事業
29	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
30	企業向けセミナー
31	女性の就業・創業支援事業
32	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業

事業番号	再掲事業
33	新規 子育て家庭等家事サポーター派遣事業
34	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

施策の方向 (3)企業の労働環境改善に向けた支援

事業番号	再掲事業
23	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
25	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行
29	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
30	企業向けセミナー
34	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

施策の方向 (4)女性の職業生活継続のための支援

事業番号	45
事業名	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進
事業内容	男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。
所管課	人事課

事業番号	再掲事業
14	男性向けの家事や子育て等に関する講座
23	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
25	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行
28	ファミリー・サポート・センター事業
30	企業向けセミナー
31	女性の就業・創業支援事業
32	新規 一時預かりベビーシッター利用支援事業
36	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)
38	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
42	女性のための再就職講座
43	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)

課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進【重点】

施策の方向 男性の家事や子育てへの参加促進

事業番号	46
事業名	ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)
事業内容	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
所管課	青戸保健センター

事業番号	47
事業名	育児学級(2か月児・5か月児)
事業内容	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるようグループワークを通して仲間作りを行います。
所管課	青戸保健センター

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
12	家庭教育応援制度
14	男性向けの家事や子育て等に関する講座
23	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
25	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行
38	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
44	ゆりかご面接(ゆりかご葛飾)
45	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備

課題1 あらゆる暴力の根絶【重点】

施策の方向 (1)配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

事業番号	48
事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進
事業内容	「女性に対する暴力をなくす運動」として DV 防止講座の開催やパネル展示、人権啓発カードやクリアファイル、メモ帳等を作成して配布しています。
所管課	人権推進課

事業番号	49
事業名	若年層に向けた啓発
事業内容	若年層を対象として「デート DV（交際相手間の暴力）」の防止に間する講座を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	50
事業名	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知
事業内容	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードの発行や冊子等の配布・設置場所の拡充を図ります。
所管課	人権推進課

事業番号	51
事業名	要保護児童対策地域協議会
事業内容	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。
所管課	子ども家庭支援課

事業番号	52
事業名	高齢者虐待防止事業
事業内容	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと協力し、状況に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関する普及啓発や関係機関の職員による多職種の連携強化を図るほか、事例検討や虐待防止に関する研修を行います。
所管課	高齢者支援課

事業番号	53
事業名	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
事業内容	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	54
事業名	配偶者等からの暴力相談(DV相談)
事業内容	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。
所管課	人権推進課

事業番号	55
事業名	DV防止関係機関連絡会の運営
事業内容	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。
所管課	人権推進課

事業番号	56
事業名	窓口職員等研修
事業内容	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	57
事業名	暴力防止に向けた普及・啓発
事業内容	「広報かつしか」等で若年層の性暴力をはじめ、さまざまな暴力被害予防のための周知を図ります。合わせて、相談先の周知や講座の開催等を行うことで暴力防止の啓発を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	58
事業名	育児支援訪問事業
事業内容	若者や生活状況が不安定な妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。
所管課	子ども家庭支援課

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)

施策の方向 (2)相談体制の充実

事業番号	59
事業名	子どもとその家庭に関するさまざまな相談
事業内容	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
所管課	子ども家庭支援課

事業番号	60
事業名	女性相談
事業内容	日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性や配偶者暴力被害者について、女性相談支援員が相談に応じるとともに、庁内の福祉施策所管課、女性相談支援センター、民間団体等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。
所管課	東西生活課

事業番号	61
事業名	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い
事業内容	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動するシステムを使用するなど、被害者の個人情報を取り扱う各課はその情報の管理を徹底します。
所管課	関係各課

事業番号	62
事業名	外国人生活相談
事業内容	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
所管課	文化国際課

事業番号	63
事業名	各種相談事業
事業内容	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みについても、電話相談を行います。
所管課	人権推進課

第4章 事業一覧

事業番号	再掲事業
48	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進
52	高齢者虐待防止事業
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)
55	DV防止関係機関連絡会の運営
56	窓口職員等研修

施策の方向 (3)被害者の安全確保と自立に向けた支援

事業番号	64
事業名	住民基本台帳事務における支援措置
事業内容	DV等の被害を申し出ている者に対し、支援措置の相談業務を行い、加害者とされる相手方からの被支援者の住民票の写しおよび戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。
所管課	戸籍住民課

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
48	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進
52	高齢者虐待防止事業
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)
55	DV防止関係機関連絡会の運営
56	窓口職員等研修
60	女性相談
61	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い

施策の方向 (4)性暴力・ハラスメントの防止

事業番号	65
事業名	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営
事業内容	職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
所管課	人事課

事業番号	66
事業名	不健全図書類に対する規制への支援
事業内容	東京都青少年の健全な育成に関する条例の規定による不健全図書類の規制の遵守状況について、区から推薦している東京都青少年健全育成協力員による販売店等への環境浄化活動を支援することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めます。
所管課	地域教育課

事業番号	再掲事業
48	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進
55	DV防止関係機関連絡会の運営
56	窓口職員等研修
57	暴力防止に向けた普及・啓発

課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進【重点】

施策の方向 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

事業番号	67
事業名	ひとり親家庭相談
事業内容	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聞き取り、住まい・生活・子どもに関する支援及び助言を行います。
所管課	子育て応援課

事業番号	68
事業名	都営住宅優遇抽選の情報提供
事業内容	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
所管課	住環境整備課

事業番号	69
事業名	くらしのまるごと相談事業
事業内容	年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位でまるごと受け止め、寄り添いながら支援を行います。
所管課	くらしのまるごと相談課

事業番号	70
事業名	生活困窮者自立支援事業
事業内容	生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、就労や住居確保を含め専門相談員が支援計画を作成して自立に向けた支援を行います。
所管課	くらしのまると相談課

事業番号	71
事業名	ひとり親家庭自立支援事業
事業内容	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。
所管課	子育て応援課

事業番号	72
事業名	養育費の受け取り支援事業
事業内容	離婚時の養育費取り決めの重要性の啓発を行うとともに、養育費の取り決めに要した費用の一部や養育費立替保証契約に係る初回保証料の助成を行います。
所管課	子育て応援課

事業番号	73
事業名	若者支援体制の整備
事業内容	長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関への接続等に向けた適切な支援を行います。
所管課	子育て政策課

事業番号	74
事業名	区内事業所と連携した障害者就労の促進
事業内容	就労意欲のある障害のある方を対象に、就職活動の支援や就職後長く働き続けられるようにするための就労定着支援を行います。また、区内や近隣における障害者雇用の促進に取り組みます。
所管課	障害福祉課

事業番号	75
事業名	障害者の日中活動の支援
事業内容	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方が地域で安心して生活し、社会参加できるよう、区内通所施設（生活介護施設等）において生活介護を提供するとともに、日中活動の場を提供します。
所管課	障害福祉課

事業番号	76
事業名	新規 ヤングケアラー等支援事業
事業内容	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラーについて、社会的認知度を向上させるための周知啓発や、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体へ運営費の助成等を通して、相談や支援につながりやすい環境を整えます。
所管課	子育て政策課

事業番号	77
事業名	新規 困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体、その他の関係者により構成される支援調整会議の設置に向けた検討を行います。
所管課	人権推進課、関係各課

事業番号	再掲事業
17	しあわせサービス事業
38	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
39	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業
40	在宅高齢者福祉サービス
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)
56	窓口職員等研修
58	育児支援訪問事業
60	女性相談
63	各種相談事業

課題3 生涯を通じた健康支援

施策の方向 (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

事業番号	78
事業名	健康づくり健康診査
事業内容	ほかに健診を受ける機会のない、20歳から39歳の方または3歳未満の子どもを持つ親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	79
事業名	特定健康診査
事業内容	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
所管課	国保年金課

事業番号	80
事業名	葛飾区基本健康診査
事業内容	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	81
事業名	成人歯科健康診査
事業内容	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	82
事業名	長寿(後期高齢者)医療健康診査
事業内容	高齢者の心身の特性に応じた健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
所管課	国保年金課

事業番号	83
事業名	長寿歯科健康診査
事業内容	76歳、81歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査(口腔内診査及び口腔機能診査)を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	84
事業名	ゆりかご葛飾(産後ケア)
事業内容	安心して子育てができるよう、産後ケア(産婦健康診査・宿泊型・通所型・訪問型)について、基本利用料を助成し、無料とします。
所管課	青戸保健センター

事業番号	85
事業名	乳がん検診
事業内容	40歳以上の女性を対象に、隔年で区内指定医療機関等で問診・視触診の後、マンモグラフィ検査を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	86
事業名	子宮頸がん検診
事業内容	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。
所管課	健康推進課

事業番号	87
事業名	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座
事業内容	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての講座を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	88
事業名	特定不妊治療費助成事業
事業内容	保険適用された特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対して一部費用の助成を行います。
所管課	青戸保健センター

事業番号	再掲事業
15	親と子のこころの相談室

施策の方向 （2）性と生殖に関する啓発・支援

事業番号	89
事業名	エイズ・性感染症対策の充実
事業内容	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。 また、感染拡大予防のため、エイズ及び梅毒即日検査を実施します。
所管課	保健予防課

事業番号	再掲事業
87	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現

課題 多様性の尊重

施策の方向 (1) 性の多様性への理解促進・支援

事業番号	90
事業名	性の多様性に関する講座・研修
事業内容	性の多様性への理解促進を図るため、区民向け講座及び職員向け研修を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	91
事業名	性自認・性的指向に関する相談(LGBTs相談)
事業内容	性自認・性的指向等の多様な性のあり方について、誰にも相談できない等の悩み又は困難を抱える本人、その家族及び友人等に対し、日常生活における課題、不安等の解決に向けた助言又は支援のため相談を実施します。
所管課	人権推進課

事業番号	再掲事業
2	男女平等教育の視点における性教育の実施
6	男女平等保育を進めるための保育士研修
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)

施策の方向 (2) 互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり

事業番号	92
事業名	人権啓発紙による啓発(企業向け)
事業内容	企業に対して、人権や多様性に関する身近なテーマを取り上げた啓発紙を作成・配布し、人権課題に対する知識の普及と理解促進を図ります。
所管課	人権推進課

事業番号	93
事業名	人権・多様性に関するパンフレットによる啓発(区民向け)
事業内容	啓発物の作成・配布を通じて、人権と多様性に関する正しい知識の取得と理解増進を図る意識啓発に取り組みます。
所管課	人権推進課

第4章 事業一覧

事業番号	94
事業名	メディア・リテラシー向上に向けた講座
事業内容	TVや新聞だけでなく、インターネットやSNSなどから情報を取捨選択して活用することを目指した講座を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	95
事業名	多様性に関する講座・講演会
事業内容	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座・講演会を開催します。
所管課	人権推進課

事業番号	96
事業名	広報誌による人権啓発(区民向け)
事業内容	広報誌において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
所管課	人権推進課

事業番号	97
事業名	職員を対象とした男女平等に関する人権研修
事業内容	新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、男女平等を含む人権推進に関するカリキュラムを実施します。
所管課	人事課

事業番号	98
事業名	学校での人権教育の推進
事業内容	園児・児童・生徒が発達段階に応じて、人権の意義・内容や必要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さを認めることができるようになり、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりにつながるよう人権教育を推進します。
所管課	教育指導課

事業番号	99
事業名	人権教育に関する研修
事業内容	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
所管課	教育指導課

事業番号	再掲事業
1	学校における男女平等にかかわる適切な指導
3	男女平等教育を進めるための教員研修
6	男女平等保育を進めるための保育士研修
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
66	不健全図書類に対する規制への支援

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

課題1 推進体制の強化

施策の方向 (1) 男女平等推進センター機能の充実

事業番号	100
事業名	男女平等推進センター事業の周知・情報発信
事業内容	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
所管課	人権推進課

事業番号	101
事業名	男女平等に関する書籍等の収集・提供
事業内容	男女平等に関する書籍や資料を収集し、図書資料室やセンター内に配架し情報提供を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	102
事業名	相談事業における一時保育
事業内容	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
所管課	人権推進課

事業番号	再掲事業
8	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
13	防災に関わる講座
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)
63	各種相談事業

施策の方向 (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

事業番号	103
事業名	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表
事業内容	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
所管課	人権推進課

事業番号	104
事業名	男女平等推進本部
事業内容	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて進めていきます。
所管課	人権推進課

事業番号	105
事業名	男女平等推進審議会
事業内容	区の男女平等推進施策を推進するため、葛飾区男女平等推進条例に基づき設置される審議会であり、その開催を通じて、男女平等推進計画の策定に係る内容検討や区長への答申を行います。
所管課	人権推進課

事業番号	106
事業名	男女平等苦情調整委員会
事業内容	男女平等社会の推進を阻害する事項に対して、区民から申立てのあった苦情を適正に処理するため、葛飾区男女平等推進条例に基づき、区長の附属機関として設置します。
所管課	人権推進課

事業番号	再掲事業
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
11	地域団体向け講座開催支援
34	新規 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組

課題2 国・東京都との連携

事業番号	107
事業名	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請
事業内容	法の整備や諸制度の充実について、国や東京都など関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
所管課	人権推進課

事業番号	再掲事業
53	配偶者暴力相談支援センター事業の取組
54	配偶者等からの暴力相談(DV相談)

資料編

1 関係法令

(1) 葛飾区男女平等推進条例

平成 16 年 3 月 29 日

条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女平等推進施策(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 男女平等推進審議会(第 9 条—第 14 条)

第 4 章 男女平等苦情調整委員会(第 15 条—第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条)

付則

私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。

もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。

これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。

ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区(以下「区」という。)、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自らの生き方を自らが主体的に選択し、対等な構成員として協力し合うことのできる社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学するすべての個人をいう。
- (3) 事業者等 区内に事務所又は事業所を有するもの及び区内において社会的活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念(次条において「基本理念」という。)に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

(区の責務)

第 4 条 区は、基本理念に則り、男女平等社会を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、区の施策又は事業を基本理念に則り実施するものとする。
- 3 区は、区民及び事業者等が男女平等社会の推進に向けて積極的に取り組むことができるように、それぞれの連携に努めるとともに、国、東京都、他の地方公共団体その他の関係機関と協力するものとする。
- 4 区は、男女平等社会を推進するに当たり、国際社会及び国内の動向と協調しつつ、これに取り組むように努めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

- 2 区民は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動又は社会的活動(次条第4号において「事業活動等」という。)を行うに当たり、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

- 2 事業者等は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

第2章 男女平等推進施策

(男女平等推進施策)

第7条 区は、男女平等社会を推進するため、次に掲げる施策(以下「男女平等推進施策」という。)を行うものとする。

- (1) 男女平等社会の推進に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすための支援に関する施策
- (3) 男女が、性別にかかわらず、区の審議会等の委員に登用され、区政に参画するための施策
- (4) 男女が、性別にかかわらず、事業者等が行う事業活動等において適正な評価を受け、その意欲と能力に応じて、事業活動等に参画するための施策
- (5) 女性の社会的、精神的及び経済的自立の支援に関する施策
- (6) 家庭内等において、配偶者等に対し著しい身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を防止するための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、男女平等社会を推進するために必要な施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 4 区長は、推進計画の進捗状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 男女平等推進審議会

(設置)

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(職務)

第10条 審議会は、区長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要な事項及び推進計画の策定又は変更について審議し、答申する。

- 2 審議会は、区長の求めに応じ、男女平等推進施策に関する事項及び推進計画の進捗状況について、意見を述べることができる。
- 3 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(組織)

第11条 審議会は、区長が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第4章 男女平等苦情調整委員会

(設置)

第15条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情(次条において「苦情」という。)を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会(以下この章において「苦情調整委員会」という。)を置く。

(職務等)

第16条 苦情調整委員会は、区長の求めに応じ、苦情について調査し、審議し、必要があると認めるときは、当該苦情に係るものに対し助言、是正の要望その他の措置を講ずるように区長に意見を述べることができる。

2 苦情調整委員会は、男女平等社会の推進を阻害する状況があると認めるときは、区長の求めがない場合においても、調査し、審議し、意見を述べることができる。

3 苦情調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 区長は、第1項の規定により調査及び審議を求めたか否かにかかわらず、苦情の内容及びその処理について、苦情調整委員会に報告するものとする。

(任命)

第17条 苦情調整委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、男女平等社会の推進に関し優れた識見を有する者のうちから区長が任命する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除いては、その意に反して解任されることがない。

(会議)

第20条 苦情調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第53号で平成16年6月1日から施行)

(平成16年規則第72号で平成16年10月1日から施行)

(2) 葛飾区男女平等推進審議会規則

平成 16 年 4 月 22 日

規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葛飾区男女平等推進条例(平成 16 年葛飾区条例第 3 号)第 14 条の規定に基づき、葛飾区男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区民 4 人以内
- (2) 区内関係団体を代表する者 8 人以内
- (3) 学識経験者 3 人以内
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者 2 人以内

2 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

(3) 葛飾区男女平等推進本部設置要綱

6 葛総女第 29 号

平成 6 年 5 月 19 日

区 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 男女平等社会実現のため、葛飾区における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、葛飾区男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための総合計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の総合調整及びその推進に関すること。
- (3) 男女平等推進計画の進捗状況の点検及び課題の検討に関すること。
- (4) その他男女平等社会実現のための施策に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務部担任の副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、総務部担任以外の副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者及び別表第 2 に該当する女性管理職の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。
- 3 幹事会は、別表第 3 に掲げる職にある者及び女性管理職の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置く。
- 5 幹事長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 7 幹事会に副幹事長を置く。
- 8 副幹事長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 10 幹事会は、幹事長が招集する。
- 11 幹事長は、特定の事項に関する協議を行う場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(推進委員会)

第 6 条 幹事会に推進委員会を設置することができる。

- 2 推進委員会は、幹事長から付託された事項について調査、検討し幹事会に報告する。
- 3 推進委員会は、区の職員で幹事長の指定する係長級の者をもって構成する。
- 4 推進委員会は、人権推進課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10月6月4日から施行する。

付 則（平成11年5月11日区長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月28日12葛総人第35号）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成14年4月10日14葛総女第13号）

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

付 則（平成15年4月10日15葛総女第6号）

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則（平成16年4月6日16葛総人第16号）

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

付 則（平成17年4月1日17葛総人第25号）

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

付 則（平成18年6月14日18葛総人第106号）

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

付 則（平成19年4月1日19葛総人第41号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日21葛総人第19号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年9月7日21葛総人第209号）

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

付 則（平成22年4月1日22葛総人第32号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年6月14日22葛総人第117号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日25葛総人第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日26葛総人第52号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日27葛総人第19号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日28葛総人第12号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日29葛総人第37号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日30葛総人第27号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日31葛総人第6号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日3葛総人第82号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月1日3葛総人第223号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1 男女平等推進本部員

教育長
政策経営部長
デジタル推進担当部長
SDGs 推進担当部長
総務部長
総合庁舎整備担当部長
区長室担当部長
施設部長
地域振興部長
危機管理・防災担当部
産業観光部長
環境部長
福祉部長
健康部長
子育て支援部長
都市整備部長
交通・都市施設担当部長
街づくり担当部長
会計管理者
教育次長
学校教育担当部長
区議会事務局長

別表第3 男女平等推進本部幹事

総務部長
政策経営部政策企画課長
総務部総務課長
総務部広報課長
総務部人権推進課長
総務部人事課長
総務部人材育成課長
施設部施設管理課長
地域振興部地域振興課長
産業観光部産業経済課長
環境部環境課長
福祉部福祉管理課長
健康部地域保健課長
子育て支援部育成課長
都市整備部調整課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会指導室長
教育委員会生涯学習課長

別表第2

福祉担当
保健担当
児童担当
青少年担当
女性政策担当（経験者を含む）

各部女性管理職

(4) 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

る分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項につ

いて定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の

長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月十六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則(令和七年六月二七日法律第八〇号)(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和7年12月10日法律第84号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議

を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当

該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報

をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被

害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければ

ばならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知する

ものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命

令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。
- (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつ

ては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相

談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(6) 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の

職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活

- における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推

- 進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、

これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示

を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなっ

たと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定によ

る届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女

性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる

情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事

務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果

的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項

に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあ

るのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」）の下

に「第二十七條の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(7) 困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律

(令和4年5月25日法律第52号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条―第二十三条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にの

っとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童

について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関

する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日
又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第
六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、
この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する
仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評
価する仕組みの構築について検討を加え、その結果
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施
行後三年を目途として、この法律の施行の状況につ
いて検討を加え、必要があると認めるときは、その
結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下
「施行日」という。）前においても、第七条第一項か
ら第三項までの規定の例により、基本方針を定める
ことができる。この場合において、厚生労働大臣は、
同条第四項の規定の例により、これを公表すること
ができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針
は、施行日において、第七条第一項から第三項まで
の規定により定められ、同条第四項の規定により公
表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当
金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による
遺留金品の措置については、なお従前の例による。
この場合において、これらに関する事務は、法務省
令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(8) その他法令

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000113/	
次世代育成支援対策推進法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000120	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/403AC0000000076	
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000057	
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC1000000064	
こども基本法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000077	

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC1000000068	
独立法人男女共同参画機構法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000079/20260401_000000000000000	
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令 の整備及び経過措置に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/507C00000000395/20260401_000000000000000	
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象 性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴 力防止法) URL https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000069/20261225_000000000000000	
東京都男女平等参画基本条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00000279.html	
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の 実現を目指す条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004975.html	
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00005328.html	
東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00005328.html	

2 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の策定経過

【令和7年度】

年月	会議名	議題等
令和7年7月18日	令和7年度第1回審議会	- 区長より諮問 - 政策・方針決定過程への女性の参画状況について 「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」の進捗状況について 「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の策定について 「男女平等に関する意識と実態調査」の実施状況及び調査資料について
令和7年9月24日	令和7年度第2回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第6次）及び（第7次）策定に係る委員からのご意見の集約について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（調査結果速報版）について 「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の策定に向けた目標と課題等の審議について
令和7年11月12日	令和7年度第3回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の目的、計画の位置付け及び今後のスケジュールについて - 目標と課題等に係る事務局案に対する各委員からの意見について - 第2回審議会の審議事項に対する決定について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 結果報告書（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 概要版（案）について
令和8年1月23日	令和7年度第4回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の計画内容 課題と成果指標に係る事務局案に対する回答について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告のまとめ（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 概要版（冊子）について
令和8年3月25日	令和7年度第5回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標に係る事務局案に対する回答について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告まとめ（骨子）の決定について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）計画事業一覧表（案）

【令和8年度】

年月	会議名	議題等
令和8年7月23日	令和8年度第1回審議会	▪政策・方針決定過程への女性の参画状況について ▪「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」の進捗状況について ▪令和7年度第5回審議会のご意見等のまとめについて ▪葛飾区男女平等推進計画（第7次）（素案）の検討について
令和8年9月24日	令和8年度第2回審議会	▪令和8年度第1回審議会のご意見等のまとめについて ▪葛飾区男女平等推進計画（第7次）（原案）の検討について
令和8年11月10日	令和8年度第3回審議会	▪令和8年度第2回審議会のご意見等のまとめについて ▪葛飾区男女平等推進計画（第7次）原案報告（答申）
令和9年1月頃	▪区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施	
令和9年11月10日	令和8年度第4回審議会	▪葛飾区男女平等推進計画（第7次）策定報告

3 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

任期：令和6年8月1日から令和10年7月31日まで

委員氏名	選出区分	備考
黒崎 育子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	
柚木 理子	学識経験者	会長
板井 広明	学識経験者	職務代理
林 亜美	学識経験者	
坂井 陽子	東京都社会保険労務士会葛飾支部	
市村 静子	葛飾区民生委員児童委員協議会	
井上 利一	葛飾区自治町会連合会	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
上原 鈴枝		令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
鈴木 総一郎	東京商工会議所葛飾支部	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
芦澤 唯志		令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
齊藤 真弓	葛飾区私立保育園連盟	
杉江 由美子	かつしか女性会議	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
尾澤 邦子		令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
佐々木 珠	連合葛飾地区協議会	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
荒井 誠		令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
島野 浩之	葛飾区立小学校長会	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
榎本 勇夫		令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
青柳 紗千子	公募	
千田 敏恵	公募	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
鳥居 奈央	公募	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
松田 裕理	公募	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
上村 幸一	公募	令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで
林 勝則	公募	令和8年8月1日から 令和10年7月31日まで

順不同・敬称略

4 男女共同参画関連年表

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
昭和 50 年 (1975 年)	・国際婦人年（目標＝平等・開発・平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する 1974 年のメキシコ宣言」採択 ・「世界行動計画」採択	【国】 ・育児休業に関する法律の制定 ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、婦人問題担当室設置	
昭和 51 年 (1976 年)	・国際婦人年（目標＝平等・開発・平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する 1974 年のメキシコ宣言」採択 ・「世界行動計画」採択	【国】 ・民法一部改正（離婚後における婚氏続称制度の新設） 【東京都】 ・婦人問題総合窓口開設	
昭和 52 年 (1977 年)		【国】 ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 【東京都】 ・婦人相談センター開設 ・婦人問題会議の設置	
昭和 53 年 (1978 年)		【国】 ・婦人問題企画推進本部ニュース創刊 【東京都】 ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和 54 年 (1979 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択	【東京都】 ・婦人情報センター開設	
昭和 55 年 (1980 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	【国】 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名	
昭和 56 年 (1981 年)	・ I L O 総会にて「156 号条約」採択	【国】 ・婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 【東京都】 ・「東京都婦人問題協議会」発足	
昭和 57 年 (1982 年)		【国】 ・労働省「男女平等法制準備室」設置	
昭和 58 年 (1983 年)		【東京都】 ・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
昭和 59 年 (1984 年)		【国】 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（父母両系主義等）	

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
昭和 60 年 (1985 年)	・ I L O 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・ 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ） ・ 西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	【国】 ・ 「国籍法」の改正 ・ 「女子差別撤廃条約」批准 ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布 ・ 労働基準法一部改正 【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方ー男女平等の社会的風土づくり」報告	・ 婦人問題担当主査設置 ・ 葛飾区婦人問題懇談会設置 「婦人問題の解決に向けての取り組みのあり方について」（意見）
昭和 61 年 (1986 年)		【国】 ・ 「(財) 女性職業財団」設立 ・ 婦人問題企画推進有識者会議発足	・ 「かつしかの女性」創刊 ・ 「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
昭和 62 年 (1987 年)		【国】 ・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方ー21 世紀へ向けての新たな展開」報告	・ (仮称) 葛飾区婦人会館等建設基本計画策定 ・ 第 2 次葛飾区婦人問題懇談会設置
昭和 63 年 (1988 年)		【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「東京ウィメンズプラザ（仮称）基本構想」報告	・ 第 2 次婦人問題懇談会 「(仮称) 葛飾区婦人会館運営の基本的なあり方について」（意見）
平成元年 (1989 年)		【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「21 世紀へ向け男女平等の実現を目指してーその課題と基本的考え方」報告	・ 第 3 次婦人問題懇談会設置「婦人会館において実施する具体的な事業のあり方について」（意見） ・ 女性センターへ組織改正、女性センター開館
平成 2 年 (1990 年)	・ 国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 葛飾区女性センター運営協議会設置 ・ 「女性の労働に関する意識と実態調査」実施 ・ 第 1 回女性センターまつり開催 ・ 「20 歳のあなたへ」発行
平成 3 年 (1991 年)		【国】 ・ 「育児休業等に関する法律」公布 ・ 婦人問題企画推進本部開催「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（第 1 次改定）（総理府） ・ 「男女共同参加」から「男女共同参画」に改める 【東京都】 ・ 「女性の問題解決のための東京都行動計画ー21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・ 東京都男女平等推進基金設置 ・ 東京レディース・ハローワーク開設	・ 女性センター運営協議会「女性センターにおける事業の計画並びに施設利用及び運営のあり方について」（意見） ・ 女性の地位向上施策推進委員会設置

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 4 年 (1992 年)		【国】 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定（労働省） ・婦人問題担当大臣設置 【東京都】 ・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書発行 ・「東京ウィメンズプラザ基本計画」発表 ・財団法人東京都女性財団設立	・女性センター運営協議会終了 ・「葛飾区女性の地位向上施策ガイドブック」発行 ・「女性の健康に関する意識と実態調査」実施 ・女性の海外派遣の実施（以降平成 8 年度まで実施） ・「葛飾区女性職員の能力活用の実態及び女性問題に関する意識調査」実施
平成 5 年 (1993 年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	【国】 ・中学校技術・家庭科共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり－21 世紀への旅立ち」報告	・第 1 回女性フォーラム開催 ・第 5 次葛飾区女性問題懇談会設置 「葛飾区後期実施計画における女性の地位向上に関する施策の方向について」（提言書）「葛飾区第 4 次基本計画策定に向けての女性問題関連施策のあり方及び推進方法について」（中間提言）
平成 6 年 (1994 年)	・ILO 総会「パートタイム労働に関する条約」採択 ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	【国】 ・「雇用保険法等の一部を改正する法律」成立（育児休業給付制度創設） ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置。行動計画スローガンは「男女共同参画社会」 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表（法務省） ・「男女共同参画推進本部」設置	・女性政策担当課長設置 ・葛飾区男女平等推進本部設置（本部長・助役） ・第 5 次女性問題懇談会 「葛飾区女性行動計画の策定に関する提言」
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議開催（北京） 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	【国】 ・「ILO 156 号条約」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） 【東京都】 ・東京ウィメンズプラザ開館	・女性行動計画策定推進会議設置 「男女平等社会実現かつしかプラン－葛飾区女性行動計画－」（報告）
平成 8 年 (1996 年)		【国】 ・男女共同参画 2000 年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画－」策定	・「男女平等社会実現かつしかプラン－葛飾区女性行動計画－」策定 ・女性政策課設置
平成 9 年 (1997 年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・労働基準法的女子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」公布 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	
平成 10 年 (1998 年)		【国】 ・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」の一部改正 【東京都】 ・「男女平等のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・女性行動計画中間見直しの実施

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 11 年 (1999 年)	・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」報告	・「葛飾区職員セクシュアル・ハラスメント防止基本方針」決定
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	【国】 ・「介護保険法」「児童虐待防止法」「ストーカー規正法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定 ・女性と仕事の未来館開館	・女性政策課から人権推進課に組織名称を変更 ・女性行動計画策定推進会議設置
平成 13 年 (2001 年)		【国】 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置(内閣府) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・「育児休業法」改正(対象となる子の年齢引上げ等)	・「葛飾区男女平等推進計画」(第2次)策定
平成 14 年 (2002 年)		【国】 ・「少子化対策プラスワン」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン 2002」策定	・葛飾区男女平等推進会議設置
平成 15 年 (2003 年)		【国】 ・「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行	・葛飾区男女平等推進会議 「(仮称)葛飾区男女平等推進条例に盛り込むべき内容について中間のまとめ」(報告)
平成 16 年 (2004 年)		【国】 ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・葛飾区男女平等推進審議会設置 ・「葛飾区男女平等推進条例」施行 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成 17 年 (2005 年)	・国連婦人の地位委員会(北京+10)開催(ニューヨーク) a	【国】 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
平成 18 年 (2006 年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「葛飾区男女平等推進計画(第3次)中間のまとめ」(報告)
平成 19 年 (2007 年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「葛飾区男女平等推進計画(第3次)策定

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 19 年 (2007 年)		【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン 2007」策定	
平成 20 年 (2008 年)		【国】 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	・施設予約システム稼働
平成 21 年 (2009 年)	・女子差別撤廃委員会最終見解(第6回)	【国】 ・「育児・介護休業法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定 ・「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」開始
平成 22 年 (2010 年)		【国】 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」設立	【国】 ・「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」実施	
平成 24 年 (2012 年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2012」の改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画」(第4次)策定(「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」(第2次)を内包)
平成 25 年 (2013 年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」開始
平成 26 年 (2014 年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo2014)開催 ・「男女雇用機会均等法」改定	・配偶者暴力相談支援センター業務開始
平成 27 年 (2015 年)	・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	【国】 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!2015)開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 28 年 (2016 年)		【国】 ・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・「葛飾区男女平等推進計画（第 5 次）中間のまとめ」（報告） ・「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」策定
平成 29 年 (2017 年)		【国】 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・「特定異性接客営業等の規制に関する条例」制定	・「葛飾区男女平等推進計画」（第 5 次）策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第 3 次）及び「葛飾区女性活躍推進計画」を内包）
平成 30 年 (2018 年)		【国】 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 【東京都】 ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	
令和元年 (2019 年)		【国】 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正） ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定 【東京都】 ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	
令和 2 年 (2020 年)	・国連報告書「新型コロナウイルスの女性への影響」	【国】 ・「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定 ・「DV相談+（プラス）」を開始 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
令和 3 年 (2021 年)		【国】 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定	・「葛飾区男女平等推進計画（第 6 次）中間のまとめ」（報告） ・「葛飾区職員活いきワークライフ推進計画」策定

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
令和4年 (2022年)		【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設 ・「東京都男女平等参画基本条例」改正	・「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」及び「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を内包）
令和5年 (2023年)		【国】 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 【東京都】 ・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	
令和6年 (2024年)		【国】 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 【東京都】 ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定	
令和7年 (2025年)		【国】 ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」制定 【東京都】 ・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」制定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
令和8年 (2026年)		【国】 ・「第6次男女共同参画基本計画」の策定 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間のまとめ」（報告） ・「葛飾区職員活いきワークライフ推進計画」策定
令和9年 (2027年)			・「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第5次）」及び「葛飾区女性活躍推進計画（第3次）」及び「葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」を内包）

葛飾区男女平等推進計画(第7次)
(原 案)

令和8年9月

発 行 : 葛飾区 総務部 人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目 27 番 1 号 ウィメンズパル内

T E L 03 (5698) 2211 (直通)

F A X 03 (5698) 2315